

第3部 風水害編

風水害編では、風水害、土砂災害対策等に係る予防計画、応急対策計画及び災害復旧・復興計画に関する事項を定める。

第1部 基本編

第2部 地震・津波編

第3部 風水害編

第4部 その他の災害対策編

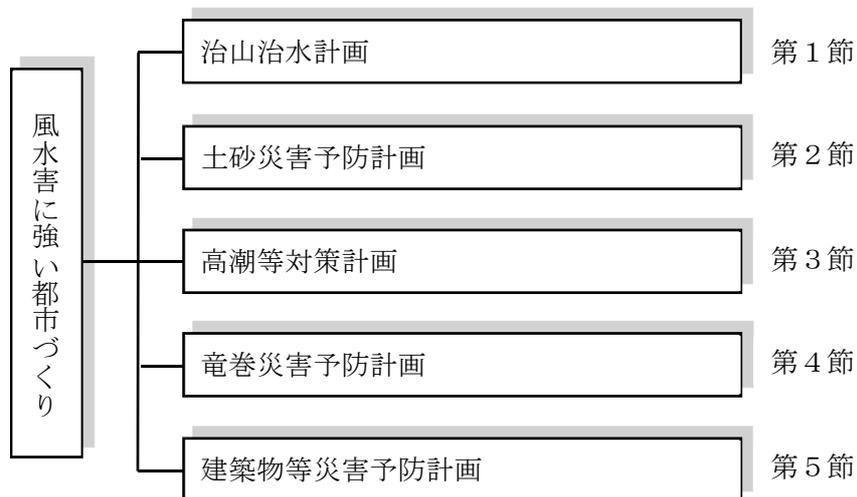
資料編

第1編 災害予防計画

本計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害、土砂災害等に対処するため、これら災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、住民の生命、身体及び財産並びに市土を風水害や土砂災害等の災害から保護することを目的とする。

第1章 風水害に強い都市づくり

土砂災害や高潮、竜巻等による被害を防止し、かつ円滑な応急対策を実施するため、治山治水事業や高潮防災施設の整備をはじめとした風水害予防対策を講ずるとともに、建築物等の耐風・耐水対策等風水害に強い都市づくりを推進する。



第1節 治山治水計画

本節では、集中豪雨等による山地災害や水害の防止を図るための予防対策について定める。

施策の体系	担当
第1 治山対策	県、農林水産課
第2 治水対策	県、建設土木課、維持課、総務課（総）

第1 治山対策（県、農林水産課）

本市の林野面積は13,852haで、このうち現況森林面積は13,768haを占め、市域面積に対する割合（森林率）は65.3%と市域の6割強が森林で占められている。

また、本市の地形は、起伏が急峻で山の傾斜が急な特徴のため、地すべり等の土砂災害が発生してきた。

このため、適切な森林施業や治山事業を実施し、山地災害の未然防止を図る必要があり、市は、国や県と連携して、防災林造成事業や予防治山事業、山地災害総合減災対策治山等を推進する。

林野面積及び現況森林面積

(ha)

区分	合計	林野面積							現況森林面積
		国有林			民有林				
		合計	林野庁	その他官庁	合計	独立行政法人等	公有林	私有林	
名護市	13,852	17	—	17	13,835	3	7,649	6,183	13,768

※林野面積：現況森林面積に森林以外の草生地（野草地）の面積を加えた面積

※現況森林面積：調査期日現在の森林面積

資料：2020年農林業センサス（農林水産

省）

主な治山事業

事業名	内容	主な工種
復旧治山	崩壊地等の荒廃山地の復旧	山腹工
防災林造成	飛砂害、潮害等を防止するための森林の造成や被災した保安林等の復旧整備	植栽工、防風工
水源地域整備	水源涵養機能や土砂流出防止機能を高めるための荒廃森林等の整備	本数調整伐
保安林整備	機能が低位な保安林の保育等	本数調整伐、下刈、補植
予防治山	荒廃危険山地などの崩壊等の未然防止	山腹工
山地災害総合減災対策治山	住民等と協働で減災計画を策定する総合的な治山対策	法枠工、土留工

資料：平成28年度沖縄農林水産業の情勢報告（平成29年8月、沖縄総合事務局農林水産部）

第2 治水対策（県、建設土木課、維持課、総務課（総））

1 河川事業

（1）危険区域

本市において、河川の氾濫等の危険が予想される区域は次のとおりである。

重要水防区域で危険と予想される区域（河川）

（令和3年4月1日現在）

河川名	重要水防区域※		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
	延長(km)	区域	延長(km)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
1 羽地大川	1.8	川上～河口	1.7	川上	溢水	372	42.7	1,430	63.7
2 源河川	1.9	源河～河口	1.1	源河	溢水	264	28.5	1,010	48.1
3 真謝川	1.8	喜瀬～河口	0.9	喜瀬	溢水	132	25.2	500	34.6
4 轟川	1.0	数久田～河口	0.3	数久田	溢水	96	0.6	370	10.6
5 幸地川	1.4	名護～河口	0.8	名護	溢水	360	2.1	1,380	24.0
6 屋部川	5.0	宮里～河口	1.0	宮里	溢水	613	160.1	2,350	203.3
7 西屋部川	2.0	屋部～屋部川合流点	0.7	屋部	溢水	589	38.7	2,250	74.7
8 東屋部川	1.2	名護～屋部川合流点	1.2	名護	溢水	50	8.0	150	10.5
9 汀間川	3.5	汀間川砂防ダム～河川	1.7	三原	溢水	74	38.6	285	56.2
10 我部祖河川	3.6	伊差川～河口	2.5	我部祖河～山田	溢水	348	133.9	1,330	164.4
11 世富慶川	1.24	河口上流より1.24km～河口	0.4	世富慶	溢水	26	0.5	101	2.1

※水防管理団体は、名護市。11 世富慶川は、重要水防区域外

資料：令和3年沖縄県水防計画・別表

（2）対策

ア 市は、国や県と連携して、洪水被害を防止するため、河川護岸施設の整備や堆積土砂の浚渫工事等の河川改修事業等を促進する。

イ 市は、慢性的浸水低地帯については、建築物の新築、改築等に際し、地盤面の高上げを促進する。

2 避難体制の確立

（1）避難の指示等

市長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある住民等に対し、速やかに高齢者等避難、避難指示を発令するなど、住民の生命又は身体を災害から保護するための措置を講ずる。

また、県は市長が行う避難指示の判断を支援するため、市長にその通知に係る情報提供を行う。

(2) 市防災計画において定める事項

市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域若しくは高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第3節第3を参照。以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法

イ 指定緊急避難場所等に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時、又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者、管理者並びに自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法

（ア）要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

エ 市は、市防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

(3) 施設管理者の役割

本計画に名称、所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者、管理者は、防災時の避難確保に関する計画（「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。

また、作成した避難確保・浸水防止計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。

(4) 洪水ハザードマップ等の作成・周知

市は、浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、洪水ハザードマップ等を作成し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。作成に当たっては、過去の水害の教訓の伝承や雨量・水位等のリアルタイム情報の活用による警戒避難等の充実を図る。

また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

第2節 土砂災害予防計画

本節では、台風、集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり等の土砂災害を防止するための予防対策について定める。

施策の体系	担当
第1 砂防対策	県、総務課（総）
第2 土砂災害防止対策	県、総務課（総）
第3 宅地災害予防	県

第1 砂防対策（県、総務課（総））

市は、国や県と連携し、集中豪雨等による土砂災害から人命・財産を守るため、次により砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

1 砂防事業

市は、県の協力を得て、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減を図るため、砂防法に基づく砂防指定地について、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を推進する。

2 地すべり対策事業

市は、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定箇所及び地すべりのあった箇所並びに地すべりの発生が予想される地区について、大雨警報の発表時や台風接近時に警戒パトロールを実施し、状況を把握する。

また、地すべりの滑動状況及びその原因を調査し、適切な地すべり対策工事を実施するよう、県に要請する。

3 急傾斜地崩壊対策事業

市は、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」に基づく急傾斜崩壊危険区域について、必要な箇所の急傾斜地崩壊防止対策事業等を推進し、急傾斜地における災害未然防止を図る。

第2 土砂災害防止対策（県、総務課（総））

市は、県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項の規定に基づき指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定される地区について、情報伝達並びに警戒避難体制の整備を促進する。

また、市は、県が指定した危険区等の危険箇所について、それぞれの箇所名、所在地等を本計画の資料編に明示し、危険箇所の周辺住民に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

1 土砂災害警戒区域等の指定

本市において、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、298箇所、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、190箇所が指定されている（令和2年3月現在）。

2 土砂災害警戒区域

(1) 警戒避難体制の整備

ア 市は、土砂災害防止法の規定に基づき、県より警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次の事項について定める。

土砂災害警戒区域ごとに定める事項

- ・土砂災害に関する情報の収集、伝達、予報及び警報の発表並びに伝達に関する事項
- ・避難施設その他の指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称、所在地
- ・救助に関する事項
- ・前各号に掲げるもののほか、警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

イ 市は、県又は気象台から、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒情報が通知された場合は、避難指示の発令等の検討を行うとともに、避難情報等を適切に住民へ周知する。

(2) 避難誘導計画及び避難情報伝達マニュアルの作成

市は、土砂災害に関する警戒避難体制を確立するため、避難誘導計画及び避難情報伝達マニュアルを作成し、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定める。

(3) 住民への周知

市は、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるよう、平常時から住民の防災意識の向上を促すため次に掲げる事項について、市ホームページや住民説明会、広報紙及び土砂災害ハザードマップの作成・活用などあらゆる方法により、積極的に住民に周知する。

ア 土砂災害に関する情報

土砂災害警戒区域ごとに想定される土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害を発生させるおそれのある土石流等の危険箇所、土砂災害警戒区域の範囲等

イ 過去の土砂災害に関する情報

当該地域及びその周辺地域において、過去に発生した土砂災害の種類とそのときの降雨状況並びに被災状況等

ウ 土砂災害の発生のおそれを判断する雨量等に関する情報

土砂災害に関する危険性を推定し、警戒、避難を行う際の日安となる土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※や土砂災害警戒情報に関する情報の意味とその入手方法及びそれを入手した際にとるべき基本的な行動

※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）：

土砂災害警戒情報及び大雨警報等を補足する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報である。常時10分毎に更新しており、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）が発表されたときには、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により、市内で土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握することができる。

エ 土砂災害の発生するおそれがある場合の避難に関する事項

高齢者等避難、避難指示の発令対象区域は土砂災害警戒区域を基本とすること、設定された指定緊急避難場所等の所在、サイレン等の設置位置、電話連絡網等の土石流等のおそれがある場合の住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアル等

土砂災害時の避難行動のポイント

- ・土砂災害警戒区域等の居住者等の避難行動は立退き避難を基本とする。これは、土砂災害が突発的に発生することが多く、発生してから避難することは困難であるとともに、木造住宅を流失・全壊させるほどの破壊力を有しているため、屋内で身の安全を確保することができるとは限らないためである。
- ・土砂災害が発生・切迫した場合には緊急安全確保を行う。
- ・土石流が想定される区域においては、通常の木造家屋では自宅の2階以上に移動しても、土石流によって家屋が全壊し命が脅かされる場合がある。このため、指定緊急避難場所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、土砂災害警戒区域等から離れた堅牢な建物（できれば高層階）や河川や溪流から高低差のある高い場所へ移動する。
- ・小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域において、指定緊急避難場所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、自宅の斜面の反対側2階以上へ移動する。
- ・小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、直ちに身の安全を確保する行動をとるとともに、市町村にすぐに連絡する。
- ・土砂災害は、降雨が止んだ後しばらくしてから発生する場合があるため、自宅・施設等への帰宅判断は、市の避難情報の解除を踏まえ行う。

資料：避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定、令和4年9月更新、内閣府）

(4) 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制

市は、土砂災害防止法第7条第2項の規定に基づき、要配慮者の利用する施設が警戒区域内にある場合には、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

3 土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害特別警戒区域における対策

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

次のような措置を実施するに当たり、市は県に対して必要な情報提供を行う。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資、資金の確保等

4 土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害発生のおれがある区域を地図で示し、土砂災害への備えや避難時の心得等についてまとめた土砂災害ハザードマップを分かりやすく作成し、住民等に配布し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及、啓発に努める。

5 危険区域のパトロール及び点検の実施

市は、危険区域内における災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、毎年梅雨期、台風期の前並びに豪雨が予想されるときに防災関係機関等の協力を得て、警戒パトロールを実施し、危険区域の点検を行う。

6 情報の収集及び伝達体制の整備

市は、日頃から過去の経験を基に、どの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報、雨量情報及び土砂災害警戒情報等の収集伝達体制を整備する。

第3 宅地災害予防（県）

1 安全な宅地の確保

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止するため、県は、都市計画法に基づく開発許可制度や法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図る。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する事業であり、市は、危険住宅の移転の促進に努める。

3 宅地造成地等の規制

県は、宅地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。

(1) 宅地造成地域の規制

宅地造成により、がけ崩れ又は土砂の流失による災害の発生のおそれのある区域に対して宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき宅地造成工事規制区域を指定し、宅地造成に関する工事の適切な規制を行い、がけ崩れ又は土砂の流失の防止を図る。

(2) 指定区域内における措置等

宅地造成工事規制指定区域内における宅地造成に関する許可に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。また、必要に応じて、指定区域内のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。

第3節 高潮等対策計画

本節では、高潮害を防止又は軽減するための予防対策について定める。

施策の体系	担当
第1 高潮危険区域	総務課（総）
第2 被害予防対策の推進	県、総務課（総）
第3 警戒避難体制の整備	総務課（総）
第4 浸水想定区域の指定時の対応	総務課（総）

第1 高潮危険区域（総務課（総））

1 高潮危険区域の状況

県は、平成18年度及び平成19年度において、本島に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路並びに中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定し、「沖縄県高潮被害想定調査」を実施した。

調査の結果、本市では、名護湾、羽地内海、東海岸、大浦湾等ほぼ市域沿岸部において高潮による浸水が予測されている。

また、特に高潮の危険が予想される区域として、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）」及び「重要水防区域外で危険と予想される区域（海岸）」に指定されている次の区域を位置付ける。

高潮危険区域

■重要水防区域内

海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
	延長(m)	区域	延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
名護海岸	10,735	宇茂佐、屋部、山入端、済井出、嘉陽、東江、稲嶺、源河、喜瀬地区	9,050	宇茂佐、屋部、山入端、済井出、嘉陽、東江、稲嶺、源河、喜瀬地区	越波	1,258	45.9	15.8

■重要水防区域外

海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
	延長(m)	区域	延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
運天港海岸	630	饒平名、屋我地区	102	屋我地区	越波	17	0	4.5
久志海岸	876	久志地区	876	久志地区	〃	45	0.3	2.2

※令和3年4月1日現在

資料：令和3年度沖縄県水防計画・別表

2 対策

市は、県と連携・協力して、次の対策に取り組む。

- (1) 海岸を防護するため、管理又は海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。
- (2) 施設の改築や補強により、既存保全施設の機能の強化を図る。
- (3) 海岸と海岸付近の各施設（河川施設、漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。
- (4) 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。
- (5) 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。
- (6) コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

第2 被害予防対策の推進（県、総務課（総））

1 高潮防災施設の整備

県は、高潮対策として海岸整備事業を実施しており、沿岸部の住宅地等では海岸護岸が既成しているものの、中には老朽化や防護機能が不十分な施設もみられる。

このため、市は、堤防、護岸の防災機能が不十分な場合は、県に護岸整備や海岸保全事業等の実施を要請する。

2 高潮防災知識の普及

市は、市域における高潮の危険性や避難方法、高潮警報等に関する知識の普及に努める。

高潮時に危険なところ

危険なところ		説明
海岸付近の低地		ゼロメートル地帯など海岸付近の低地では、高潮による浸水被害の危険性が高くなる。
湾奥部		海水が湾奥に集まるため、湾内の水位が上がる。
自然地形	V字谷など	波の集中が起こりやすく、局所的に水位が上がる。
	急深な海底地形	波が海岸部で急激に高くなる。
	河口部	高潮と洪水の両方の危険が重なる。

資料：高潮災害とその対応～高潮による災害を未然に防ぐために～パンフレット
（内閣府・消防庁・農林水産省・水産庁・国土交通省・気象庁）

高潮に関する気象情報と住民の行動

気象警報等	説明	避難行動のポイント
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表	<ul style="list-style-type: none"> 高潮浸水想定区域等の居住者等の避難行動は立退き避難が基本*であるが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で屋内安全確保することも可能である。 高潮が発生・切迫した場合には緊急安全確保を行う ※屋内安全確保では身の安全を確保できないおそれがあるため立退き避難が必要な場合
高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表	<ul style="list-style-type: none"> ①高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合 ②浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合 ③ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合
高潮特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表	<ul style="list-style-type: none"> 台風接近時には潮位が急激に上昇するため、潮位がまだ低いからという理由で避難しないと、避難し遅れ被災するおそれがある。台風や温帯低気圧等の接近が予想される時には、海沿いや高潮が遡上する河川の周辺には近づかないようにする。

資料：気象庁HP、避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定、令和4年9月更新、内閣府）

3 情報伝達体制の整備

市は、気象庁が発表する高潮情報を迅速に伝達するため、情報伝達体制の整備及び通信施設・設備の充実を図る。

4 指定緊急避難場所等の整備

市は、高潮による危険が予想される地域について、指定緊急避難場所等の整備を推進する。

また、平常時から住民に指定緊急避難場所等の周知を図るとともに、避難場所明示看板等を整備し、地理的に不慣れな観光客等が災害に遭遇した場合を想定した安全対策を講ずる。

第3 警戒避難体制の整備（総務課（総））

市は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して高潮避難計画の策定と高潮ハザードマップの更新・普及を推進する。

第4 浸水想定区域の指定時の対応（総務課（総））

市は、高潮浸水想定区域の指定のあったときは、市防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、高潮警報等の伝達方法、指定緊急避難場所等に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

第4節 竜巻災害予防計画

本節では、過去に辺野古地域や済井出地域で発生した竜巻により家屋被害を受けた状況を踏まえ、竜巻災害の予防対策について定める。

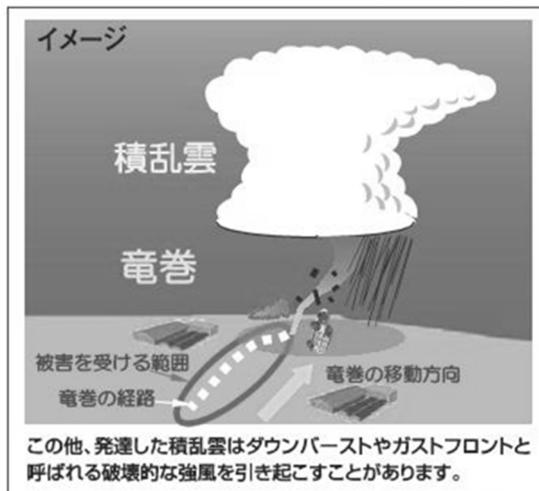
施策の体系	担当
第1 竜巻の概要	—
第2 竜巻に関する知識の普及・啓発	総務課（総）、消防本部
第3 市が行う対策	総務課（総）、消防本部、学校教育課

第1 竜巻の概要

1 竜巻の特徴

竜巻は、積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい大気中の渦巻きが地上に達しているものである。ろうと状又は柱状の雲を伴うことがある。多くの場合、竜巻の直径は数十～数百mで、数kmに渡ってほぼ直線的に移動する。移動速度は時速数十km程度のものが多いが、中にはほとんど動かないものや時速90kmと非常に速い場合もある。被害地域は帯状になる特徴がある。

竜巻の特徴



- 竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻きである。
- ろうと状や柱状の雲を伴っている。
- 台風、寒冷前線、低気圧等に伴って発生する。
- 短時間で狭い範囲に集中して、甚大な被害をもたらす。
 - ・被害は、長さ数km、幅数十～数百mの狭い範囲に集中する。
- 移動スピードが非常に速い場合がある。
 - ・過去に発生した竜巻の中には、時速約90km（秒速25m）で移動したものもある。

資料：気象庁【リーフレット】「竜巻から身を守る～竜巻注意情報」

2 竜巻に関する気象情報

竜巻に関する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。最も切迫したタイミングで発表されるのが「竜巻注意情報」であり、これを補完する最も詳細な情報が「竜巻発生確度ナウキャスト」である。

竜巻に関する気象情報は、台風等と比べると非常に規模が小さくまれにしか発生しないという竜巻の特性のため、予測が難しくその精度も低い。そのため、気象情報と合わせて、空の模様を眺めるなど、竜巻発生の前兆現象を実際に確認することなどが必要となる。

竜巻注意情報の概要

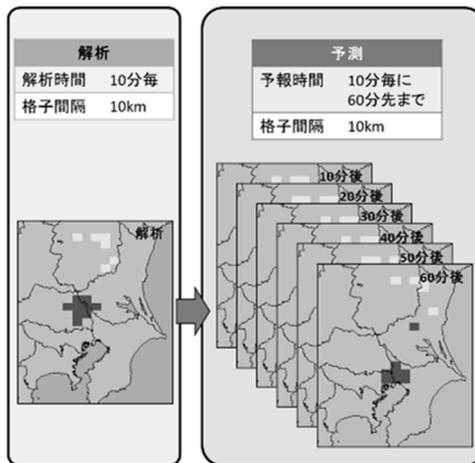
- ・ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の气象台等が担当地域を対象に発表する。
- ・ 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表している。
- ・ 情報の有効期間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

資料：気象庁

竜巻発生確度ナウキャスト

- 竜巻発生確度ナウキャストは、10 km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を提供する情報である。
- 「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km 格子単位で10分毎に60分先までの予測を行う。
 - ・ 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。（適中率7～14%程度、捕捉率50～70%程度）
 - ・ 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。（適中率1～7%程度、捕捉率80%程度）
- 発生確度2は、発生確度1に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度1は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

竜巻発生確度ナウキャストの発表例



発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率 [※] は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の適中率 ^{※※} は1～7%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※ 発生確度2の予測の適中率：発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合
 ※※ 発生確度1以上の予測の適中率：発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合
 （補足）上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

資料：気象庁

第2 竜巻に関する知識の普及・啓発（総務課（総）、消防本部）

1 住民への普及・啓発（総務課（総）、消防本部）

市及び消防機関は、竜巻災害のメカニズムや対処方法について、住民への普及・啓発を図る。また、住民は、竜巻から身を守る方法について一人ひとりが十分に理解し、発生に備えておく。

住民が行う竜巻災害対策

- 竜巻等に関する気象情報に留意する。
- 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。
- 竜巻注意情報が発表された場合や積乱雲とその兆しを感じたら、次のように身の安全を確保する。竜巻の移動スピードは非常に速いため、竜巻を見ても写真や動画を撮影したりせず、ただちに身を守る行動を取る。
 - ◆屋外では
 - ・近くの頑丈な建物に避難するか頑丈な構造物の物陰に入って、身を小さくする。
 - ・物置や車庫、プレハブ（仮設建築物）の中は危険なため、避難場所にはしない。
 - ・周辺に身を守る建物がない場合には、水路などくぼんだところに身を伏せて両腕で頭や首を守る。
 - ◆屋内では
 - ・一般の住宅では雨戸、窓やカーテンを閉め、家の1階の窓のない部屋に移動する。
 - ・丈夫な机やテーブルの下に入るなど、身を小さくして頭を守る。
 - ・大きなガラス窓の下や周囲は大変危険なため、窓ガラスから離れる。
 - ◆普段から心がけておくことは
 - ・竜巻注意情報等の情報の入手手段を調べておく。
 - ・屋内外の避難場所・避難方法を考えておく。
 - ・ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを貼ること等）も有効である。
 - ・加入している保険が竜巻による被害を対象としているか、確認してみる。

資料：首相官邸HP、「防災の手引き～いろんな災害を知って備えよう～」

第3 市が行う対策（総務課（総）、消防本部、学校教育課）

1 竜巻に関する情報の入手

市は、沖縄気象台が発表する竜巻注意情報等を入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

主な情報の入手方法は次のとおりである。

- ・気象庁ホームページ
- ・テレビ、ラジオ（ニュース、天気予報での解説、テロップ）
- ・携帯電話等のメールサービスを利用した情報提供 等

2 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民は竜巻とは認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、市は、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物等の安全な場所への誘導を図る。

3 落下物・飛来物防止対策

市は、竜巻等突風発生時における建築物からの落下物防止のため、建物管理者等に対し、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう啓発を図る。

第5節 建築物等災害予防計画

本節では、風水害等による建造物の災害を防御するための予防対策について定める。

施策の体系	担当
第1 市街地再開発対策	都市計画課
第2 公共建築物の災害予防	関係各課
第3 一般建築物の災害予防	建築住宅課

第1 市街地再開発対策（都市計画課）

防火地域及び準防火地域の検討により、市の不燃化対策を進める。

第2 公共建築物の災害予防（関係各課）

1 公共建築物の耐風、耐火対策

- (1) 市は、県の窓口となり、建築物の不燃、耐風化に関する住民からの相談に応じる。
- (2) 市は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって耐風、耐水、耐浪若しくは耐火対策を進める。
特に、災害時の指定避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策等を優先的に行う。

2 公共建築物の定期点検及び定期検査

市は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

3 公共建築物の設計不燃堅ろう化

市は、今後建築する公共建築物については、設計段階で不燃堅ろうな施設とするよう努める。

第3 一般建築物の災害予防（建築住宅課）

1 一般建築物に対する防災指導

市は、県と連携し、次のように一般建築物の安全化等を推進する。

- (1) 建築確認審査による指導・誘導
市は、県と連携し、建築基準法等に基づく建築確認を通じて、建築物や敷地等が安全となるよう指導を行う。
- (2) 危険予想地域内建築物の安全措置の指導
市は、県と連携し、がけ崩れや浸水、その他災害が予想される地域の建築物や敷地等について、安全性確保のための措置を講ずるよう指導する。
- (3) 老朽化した既存建築物に対する改修指導

市は、県と連携し、既存建築物の安全性向上のため、老朽化した建築物の改修等についての指導を実施する。

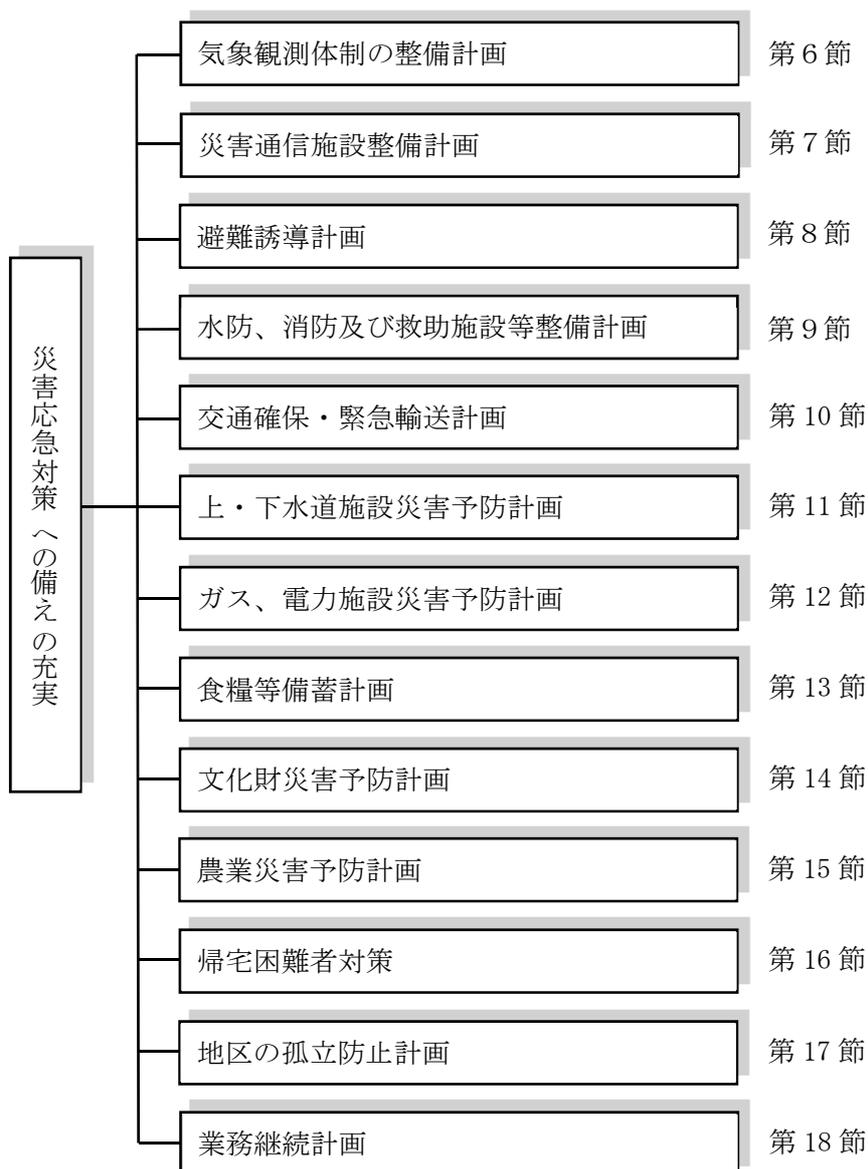
2 住民等への意識啓発

市は、県と連携し、建築物の不燃化等の必要性の啓発や老朽化した建築物の改修等についての普及・啓発を図る。

第2章 災害応急対策への備えの充実

大規模な風水害や土砂災害等に際して、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するためには、事前対策を十分に講じておく必要がある。

このため、平常時より、通信施設の整備や避難誘導、医療救護、交通確保、食糧等備蓄、孤立防止等の各対策を講じておくものとする。



第6節 気象観測体制の整備計画

本節では、風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備や観測体制について定める。

施策の体系	担当
第1 市における気象観測体制の整備	総務課（総）

第1 市における気象観測体制の整備（総務課（総））

本市における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行う。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を住民等に提供する体制やシステムの整備充実を図る。

さらに、高潮警戒区域や土砂災害警戒区域等において、リアルタイムで観測可能な防災監視カメラの設置を推進する。

市内の観測地点等は次のとおりである。

市内の主な観測地点等

観測施設	設置場所	管理機関
名護特別地域気象観測所	宮里	沖縄気象台
稲搗橋観測所	字川上地先	国土交通省
幸地川水位観測所	大東	沖縄県
屋部川水位観測所	字茂佐	沖縄県
西屋部川水位観測所	字屋部前川	沖縄県
我部祖河川水位観測所	我部祖河	沖縄県
源河川水位観測所	源河田原	沖縄県
震度観測地点	宮里	沖縄気象台
震度観測地点	豊原	沖縄気象台
強震観測施設	港	国立研究開発法人 防災科学技術研究所

資料：沖縄気象台、国土交通省 川の防災情報、国立研究開発法人 防災科学技術研究所

第7節 災害通信施設整備計画

本節では、災害時においても通信網が確保できるよう、情報通信設備の安全性確保や多ルート化の整備等、必要な措置について定める。

施策の体系	担当
第1 通信施設災害予防計画	総務課（総）
第2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保計画	消防本部
第3 通信設備の優先利用等	総務課（総）

第1 通信施設災害予防計画（総務課（総））

市は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期する。

1 災害通信施設の整備

市は、第2部 地震・津波編 第1編「第2節 地震・津波に強いまちづくり 第5 4 通信施設災害の予防」に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した市防災情報伝達システム等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

2 通信設備等の不足時の備え

市は、災害発生時において通信設備等の不足が生じる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

3 停電時の備え及び平常時の備え

市は、災害時における通信確保の重要性を考慮し、長時間の停電に備え自家発電設備の整備を図る。

また、防災関係機関との連携により、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置を推進する。

第2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保計画（消防本部）

1 通信手段の確保

市及び医療機関は、発災時における救助・救急、医療並びに消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に配慮し、通信手段の確保を図る。

2 広域災害・救急医療情報システムの整備

市及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備を図る。

第3 通信設備の優先利用等（総務課（総））

市は、第2部地震・津波編 第1編「第2節 地震・津波に強いまちづくり 第5
5 通信・放送設備の優先利用」に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通
信設備及び放送設備の優先利用手続等を整備しておく。

第8節 避難誘導計画

本節では、発災時に危険な地域及び建物から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、避難に関する計画について定める。

施策の体系	担当
第1 避難体制の整備	総務課（総）、介護長寿課、学校教育課
第2 指定緊急避難場所等の整備	総務課（総）
第3 安全な避難の確保	総務課（総）、介護長寿課

第1 避難体制の整備（総務課（総）、介護長寿課、学校教育課）

1 市が実施すべき対策

市は、災害時において住民等が安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、あらかじめ避難体制を整備しておく。

- (1) 指定避難所及び指定緊急避難場所の選定
- (2) 指定避難所の開設及び運営方法
- (3) 指定避難所及び指定緊急避難場所の安全確保
- (4) 住民への周知
- (5) 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- (6) 避難指示等の発令基準の設定、国及び県等への避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法の整備
- (7) 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- (8) 指定緊急避難場所等の点検及びマップの作成
- (9) 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

2 社会福祉施設等の管理者が実施すべき対策

社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者は、市と連携して次の対策を実施する。

(1) 避難計画の作成

ア 緊急連絡体制の整備

職員招集の連絡体制の整備	施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網を確立し、職員の早期確保を図る。
家族への安否情報の連絡体制の整備	施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう、あらかじめ緊急連絡体制を確立しておく。

イ 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため非常口等避難路を確保するなど、入所者を所定の指定避難所へ速やかに誘導・移送するための体制を整備しておく。

ウ 施設間の相互支援体制の確立

施設管理者は、災害により施設の建物が損壊した場合に備え、入所者を他の施設に一時的に避難させるなど、施設が相互に支援できる体制の確立を図る。

また、これに伴い、他の施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

(2) 避難誘導體制の整備

市及び施設管理者は、あらかじめ協力体制について検討協議を進めるとともに、市内の福祉関係機関やこれに従事する者等の協力を得て、避難支援活動を実施する。

また、名護市要配慮者支援プランとの整合に留意した避難支援対策を推進する。

第2 指定緊急避難場所等の整備（総務課（総））

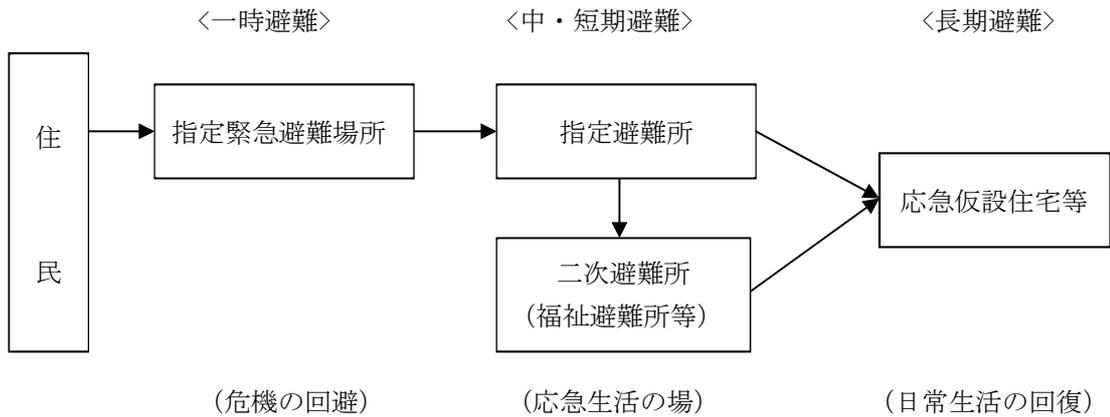
1 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

- (1) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設若しくは場所を指定緊急避難場所として指定し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 市は、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所を指定し、住民に周知徹底を図る。指定の際には、要配慮者のプライバシー等への配慮や女性への配慮、ペット動物等の保護可能性等の検討を行う。
- (3) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。
- (4) 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。（災害対策基本法第49条の8）

指定緊急避難場所と指定避難所の相違

用途（目的）	区分	市が指定したもの
		指定緊急避難場所
津波、洪水等災害の危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とする。	避難場所	
災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設である。	避難所	指定避難所

指定避難所体系



2 指定避難所の整備

(1) 市は、指定避難所について、次の点に留意し施設整備に努める。

ア 事前調整

- ・指定避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者、管理者の了解を受けておく。
- ・学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や住民等の関係者と調整を図る。
- ・指定管理施設が指定避難所となっている場合、市は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

イ 備蓄物資、資機材等の整備充実

- ・指定避難所には長時間滞在することも予想されるため、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- ・指定避難所において、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等の整備充実を図る。
- ・被災者が災害情報を入手できるよう、テレビ、ラジオ等の設置に努める。
- ・指定避難所においてWi-Fi環境の整備に努める。

ウ 要配慮者への配慮

- ・指定避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに、定期的にその現況を調査する。
- ・空調、洋式トイレ等のほか、介護等に必要な備品等要配慮者にも配慮した設備の整備や備蓄に努める。
- ・市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

エ 新型コロナウイルス感染症対策

- ・ 3密（密閉・密集・密接）を回避するため、発生する災害や避難者数を想定し、可能な限り多くの避難所の開設や十分なスペースの確保を検討する。
 - ・ 可能な限り多くの避難所の開設に向け、ホテルや旅館等の活用を検討する。また、活用については事前に協定等の締結を行うよう努める。
 - ・ 近隣市町村の指定避難所の利用についても検討し、あらかじめ協定等を結ぶなど、当該市町村の協力を得る。
 - ・ 各指定避難所において、発熱や咳等の症状が出た者や濃厚接触者（無症状者含む）の専用の個室（スペース）やトイレ、動線を確保することを検討する。やむを得ず個室（スペース）等の確保が出来ない場合は、安全な場所での車中泊や屋内でのテント設置、パーティション等で区分できるよう検討する。
- ※車中泊について、台風（暴風雨）時は設置場所に十分注意する。また、エコノミークラス症候群への対策にも配慮する。

オ その他

- ・ ペット動物の飼育場所等について検討する。
- ・ 指定避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努める。

(2) 市は、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に配慮する。

(3) 市は、指定避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておく。

(4) 市は、市内に適当な場所がない場合は、県、隣接市町村と協議して指定避難所の予定施設又は場所を定める。

3 指定緊急避難場所の指定

市は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な指定緊急避難場所として公園等のスペースを指定しておく。指定緊急避難場所の指定は、次の基準による。

指定緊急避難場所の指定基準

- 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、指定緊急避難場所内部に存在しないこと。
- 指定緊急避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。
- 指定緊急避難場所ごとの地区割計画の作成においては、行政区を考慮すること。

第3 安全な避難の確保（総務課（総）、介護長寿課）

1 避難情報の種類

市は、高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を定めるとともに、その意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図る。

また、気象等の特別警報、警報、土砂災害警戒情報及び避難情報を住民に周知し、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について準備しておく。（避難情報については第2編第9節第1を参照）

2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定

(1) 市は、避難指示等の迅速かつ的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定、令和4年9月更新、内閣府）に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、指示等を行う客観的基準に基づき、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。

(2) 市は、マニュアルの整備後は、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直す。また、避難を要する住民等に対し、確実な避難情報伝達手段を確保する。

(3) 市は、避難指示等を行う際に、国若しくは県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3 避難誘導體制の整備

(1) 避難者の誘導體制の整備

市は、避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 市は、避難誘導を必要とする場合は、自主防災組織、行政区、消防団等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 市は、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等の方法を講じておく。

(2) 自主避難体制の整備

ア 市は、土砂災害等の前兆現象が出現した場合等の住民の自主避難について、住民に対し、広報紙のほか、あらゆる機会を通じてその指導に努める。

イ 住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じた場合、土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう心掛ける。

ウ 避難に当たっては、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合など、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を行う。

(3) 避難指示等の伝達体制の整備

市は、関係事業者と連携して、避難指示等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

4 避難場所明示看板の整備

(1) 市は、避難場所明示看板の設置に努める。設置に当たっては、観光客等土地に不慣れな方にも分かりやすい視認性の良い看板や、夜間時でも避難者の目印になるような光る看板等の設置に努める。

(2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努める。また、指定緊急避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第9節 水防、消防及び救助施設等整備計画

本編では、災害時の水防活動及び消防活動に必要な水防施設や消防施設等の整備方策について定める。

施策の体系	担当
第1 水防施設等	消防本部
第2 消防施設等	消防本部

第1 水防施設等（消防本部）

市は、水防法の規定により、市内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫並びに水防機材等の水防施設を整備する。

第2 消防施設等（消防本部）

1 消防施設等の整備

（1）国庫補助等による整備

市は、消防施設等について、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）並びに関係法令等に基づき整備拡充する。

また、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）、沖縄振興特別措置法（昭和14年法律第14号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、国庫補助、自己財源並びに起債等を有効に活用し、整備の推進を図る。

（2）県費補助による整備

国庫等による補助対象施設以外の施設については、予算の範囲内で県費補助を申請し、逐次整備する。

（3）救助用資機材及び救助隊の整備

大規模災害における救助等にあつては、地域において救助用資機材を整備しておくことが効果的であるため、市は、地区ごとに救助用資機材を備蓄する。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。

（4）必要な資機材の現況

名護市消防本部の災害応急対策に必要な資機材は、資料編4-5のとおり。

2 流出危険物防除資機材

市は、県、船舶関係者及び危険物製造所等の危険物取扱者と連携し、石油類等の大量流出事故が発生した場合に迅速に処理対応できるよう、大量に流失した危険物による災害の拡大防止に必要な次の資機材等の整備を図る。

流出危険物防除資機材

- ・ 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- ・ 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤、吸引ポンプ、バージ等
- ・ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤、消火器具等
- ・ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機、通信機器等

第10節 交通確保・緊急輸送計画

本節では、発災時に災害対策要員や負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じるおそれがあることから、輸送手段等の確保や輸送を円滑に行うための事前措置について定める。

施策の体系	担当
第1 重要道路啓開のための体制	国、県、維持課、建設土木課
第2 緊急輸送基地の選定及び整備	総務課（総）
第3 臨時ヘリポート等の確保	総務課（総）、消防本部
第4 緊急通行車両の事前届出	総務課（総）
第5 輸送手段の確保	総務課（総）

第1 重要道路啓開のための体制（国、県、維持課、建設土木課）

市及び道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合は、直ちに啓開（障害物を除いて、通行できるようにすること。）できる体制及び施設を沖縄総合事務局開発建設部並びに建設業協会等関係団体の協力も得ながら整える。

第2 緊急輸送基地の選定及び整備（総務課（総））

輸送を効率的に行うためには、個々がばらばらに被災地に入るよりも被災地外に緊急輸送基地を置き、総合的な輸送体制を整える必要がある。このため、市は、陸、海、空からの物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地の整備を推進する。

第3 臨時ヘリポート等の確保（総務課（総）、消防本部）

市は、県と協力し、孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、風水害の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等の確保を図る。

第4 緊急通行車両の事前届出（総務課（総））

災害時の緊急輸送確保のため交通規制が実施された場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認が行われる。この場合、事前に届け出を行い届出済証の交付を受けることで手続が簡略化され、迅速に確認が可能となる。

そこで、市は、第2編 災害応急対策計画に基づき、使用する可能性の高い確実な車両をリストアップし、事前届け出の徹底を図る。

第5 輸送手段の確保（総務課（総））

市は、災害時において、輸送手段や輸送人員などの確保が円滑に行えるように、県内関係業界、民間団体との間で応援協定を締結する。

第11節 上・下水道施設災害予防計画

本節では、災害時における上・下水道被害を防止するための対策について定める。

施策の体系	担当
第1 上水道施設災害の予防	工務課、施設課
第2 下水道施設災害の予防	工務課、施設課

第1 上水道施設災害の予防（工務課、施設課）

上水道施設については、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場等の浸水防災対策、耐浪化・耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

1 施設の防災性の強化

- (1) 市は、水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」（2000、日本水道協会編）及び「水道施設耐震工法指針・解説」（2009、日本水道協会編）等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散並びに代替施設の確保等を図る。
- (2) 市は、施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について（通知）」（昭和55年1月）及び「水道の地震対策の強化について（通知）」（平成7年8月）等により適切な保守点検による安全性の確保を図る。
- (3) 市は、給水機能が麻痺したときの社会的影響の大きさに鑑み、給水システム自体の耐震性の強化を推進する。

2 広域応援体制の整備

市は、応急給水を実施する際に、必要な人員、資機材が不足する場合には、「沖縄県水道災害相互応援協定」により、広域的な応援の要請を行う。

第2 下水道施設災害の予防（工務課、施設課）

1 施設の強化及びバックアップ施設の整備

市は、下水道施設の新設・改築等に当たっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

2 広域応援体制の整備

市は、「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、県が整備する受入れ体制等を確認する。

3 民間事業者等との協定締結等

市は、民間事業者等との協定締結等により、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

第12節 ガス、電力施設災害予防計画

本節では、風水害等によるガス施設や電力施設の被害を最小限にとどめるとともに、二次災害等を防止するための予防対策について定める。

施策の体系	担当
第1 ガス施設災害の予防	関係機関
第2 電力施設災害の予防	関係機関

第1 ガス施設災害の予防（関係機関）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、市は国、県、公安委員会並びに（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化とともに、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る

高圧ガス災害予防対策

対策別	実施内容
高圧ガス貯蔵所、販売所等の保安対策	高圧ガス取扱施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法令に規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。
高圧ガス消費先の保安対策	消費者への保安啓発指導を（一社）沖縄県高圧ガス保安協会に委託実施させ、消費者の保安意識の向上を図る。 また、消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。
路上における指導取締の実施	高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、県が行う路上における指導取締の応援体制を整えるとともに、必要に応じた実施を検討する。
高圧ガス防災月間運動、高圧ガス危害予防週間の実施	高圧ガス取扱施設の所有者、管理者等は、高圧ガス防災月間及び高圧ガス危害防止週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第2 電力施設災害の予防（関係機関）

1 電力施設災害予防対策

- (1) 沖縄電力㈱は、災害に伴う電力施設被害の防止について、恒久的設備対策計画を推進するとともに、次の電力施設の被害軽減のための施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を構ずる。

(2) 洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

(3) 沖縄電力株式会社は、風水害の被害想定及び防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

電力災害予防対策

対策別	実施内容
防災訓練の実施	災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施するとともに、市及び国・県が実施する防災訓練には積極的に参加する。
火力発電設備	機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
送電設備	(ア) 架空電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 (イ) 地中電線路 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。 洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。 また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
変電設備	機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
配電設備	(ア) 架空配電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 (イ) 地中配電線路 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
通信設備	屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

※地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないように必要に応じて設計する。

第13節 食糧等備蓄計画

本節では、発災直後から被災者に対して円滑に食糧・飲料水、生活必需品の供給が行われるよう、物資の備蓄・調達体制等について定める。

施策の体系	担当
第1 食糧・飲料水の備蓄	総務課（総）
第2 生活必需品の備蓄	総務課（総）
第3 備蓄方法及び集積拠点の整備	総務課（総）、地域力推進課、文化スポーツ振興課、各支所、教育施設課、総務課（教）
第4 個人（一般世帯や事業所）による備蓄の推進	住民

第1 食糧・飲料水の備蓄（総務課（総））

1 食糧

（1）災害対策用食糧の備蓄

市は、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食料を備蓄する。備蓄の目安としては、人口5%の3日分程度の数量を目標に備蓄する。

（2）要配慮者に配慮した食糧の備蓄

市は、要配慮者向けの柔らかい食品や乳児用の粉ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、アレルギー対応の食料等の保有備蓄を推進する。

（3）市は、生鮮食料品等、備蓄できないものについても、必要に応じ供給できるよう、応急入手経路を定めるなど、入手方法を確立する。

2 飲料水

（1）飲料水備蓄計画

ア 災害時には、管路の破損等による一時的な断水が想定されることから、市は、耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を進める。

イ 市は、市が管理する配水池を緊急遮断弁で流出を防ぎ、災害対策用として確保するとともに、市内にある水源地、井戸等を住民の協力を得て、災害対策用として確保する。

ウ 市は、民間事業者等と相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。（1人1日3リットル）

（2）給水用資機材の整備

市は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を進める。

第2 生活必需品の備蓄（総務課（総））

1 備蓄物資の整備計画

市は、必要とされる備蓄物資の種類・数量等、具体的な備蓄物資の整備計画を作成するとともに、計画に基づき、衣料品、寝具類等の生活必需品を備蓄する。

2 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、おおむね次のとおりとする。

生活必需品の範囲

- 寝 具：毛布、布団等
- 日用雑貨：石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等
- 衣 料 品：作業着、下着、靴下、運動靴等
- 炊事用具：鍋、やかん、缶切等
- 食 器 類：箸、スプーン、皿、紙コップ、哺乳瓶等
- 光熱材料：ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ、卓上ガスコンロ用ガスカートリッジ等
- 新型コロナウイルス等感染予防のための備蓄：
テント、パーティション、段ボールベッド、簡易トイレ、マスク、手指消毒液、非接触型体温計、石けん、ペーパータオル、使い捨て手袋、ビニールエプロン、環境・器具用消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等）、等
※手指消毒液は、アルコールアレルギーの人への配慮が必要
- そ の 他：ビニールシート、仮設トイレ等

3 備蓄物資の点検・更新及び補充

市は、備蓄物資について、定期的点検及び更新を行うなど、備蓄物資の計画的な管理に努める。

また、災害により備蓄物資を供出した後には、速やかに物資の補充を図る。

第3 備蓄方法及び集積拠点の整備（総務課（総）、地域力推進課、文化スポーツ振興課、各支所、教育施設課、総務課（教））

1 備蓄方法等

（1）備蓄倉庫の整備

市は、物資の性格や災害の危険性及び指定避難所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

また、そのための備蓄倉庫の整備充実を図る。

（2）流通備蓄

市は、県内の大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）や市内及び近隣

市町村の小売業者等との間で流通備蓄の協定締結を促進し、流通備蓄の整備を図る。

2 集積拠点の整備

市は、被災者に食糧や生活必需品等を迅速に供給できるよう、指定避難所の位置及び近隣市町村等からの物資受け入れ輸送経路等を考慮し、支援物資の集積拠点の整備充実を図る。

第4 個人（一般世帯や事業所）による備蓄の推進（住民）

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食糧、飲料水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。

このため、市は、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低7日間）、食糧、飲料水、生活必需品を各々において備蓄を図るよう推進を行う。

家庭における備蓄品（例）

- ・おおむね最低7日間分の食料、飲料水
- ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等
- ・救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等
- ・感染予防を目的する用品：マスク、手指消毒液、体温計等

第14節 文化財災害予防計画

本節では、文化財を災害から保護するために必要な対策について定める。

施策の体系	担当
第1 文化財災害予防	文化課、消防本部

第1 文化財災害予防（文化課、消防本部）

1 防災計画の策定

市教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にし、ながら災害予防の確立を図る。

2 防災思想の普及・啓発

市教育委員会は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、防災思想を普及・啓発し、環境の整備を図るよう勧奨する。

3 火気使用の制限

市教育委員会及び消防本部は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

4 防災施設の設置

市教育委員会は、防災施設の必要な文化財について、年次計画をもって各種補助事業により、防災施設の設置を促進する。

第15節 農業災害予防計画

本節では、農業災害予防のため、農地並びに農業用施設の保全及び防災営農について定める。

施策の体系	担当
第1 ため池施設等の災害予防	県、農林水産課
第2 農地の災害予防	県、農林水産課
第3 地すべり等の災害予防	県、農林水産課
第4 防災営農の確立	県、農業政策課

第1 ため池施設等の災害予防（県、農林水産課）

1 土砂崩壊防止工事

県及び市は、農地、農業用施設及びその他被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

2 老朽ため池等整備工事

県及び市は、かんがい用水ため池のうち、老朽化により提体及び取水施設等がそのまま放置すれば大雨時に破堤し、下流地域に多大な被害のおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を推進する。

第2 農地の災害予防（県、農林水産課）

県及び市は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

第3 地すべり等の災害予防（県、農林水産課）

県及び市は、地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地若しくは農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

第4 防災営農の確立（県、農業政策課）

農業に対する各種の災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、県及び市は、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を促進する。

また、市は、農業に関する防災対策の普及・啓発を図る。

第16節 帰宅困難者対策

本節では、帰宅困難になった場合の対処方法等についての啓発や支援体制の整備等について定める。

施策の体系	担当
第1 広報及び啓発	総務課（総）、企画政策課
第2 帰宅困難者への情報提供	総務課（総）、企画政策課
第3 帰宅困難者支援体制の整備	総務課（総）、企画政策課、学校教育課

第1 広報及び啓発（総務課（総）、企画政策課）

1 住民への広報及び啓発

市は、むやみに移動を開始しないことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、日頃から広報に努める。

2 学校及び事業所等への啓発

市は、公共交通機関を使用している学生の在籍している学校や事業所等に対し、帰宅困難者の施設内待機とそのため食糧等の備蓄の啓発を行う。

第2 帰宅困難者への情報提供（総務課（総）、企画政策課）

市は、帰宅困難者に対し、開設した指定避難所等に関する情報やバス・旅客船等の交通機関の運行状況及び復旧予定に関する情報等について、バスターミナルや交番における張り紙や放送機関からの放送等により、迅速に情報提供できる体制の整備を図る。

第3 帰宅困難者支援体制の整備（総務課（総）、企画政策課、学校教育課）

1 帰宅困難者の安全確保

（1）指定避難所の確保、誘導等

市は、交通手段の途絶等で帰宅が困難になった通勤・通学者や観光客、来訪者等を近隣の指定避難所に収容できるよう、受入態勢の整備を図る。

なお、通信や交通機関が復旧し、帰宅が可能になった場合は、市は、速やかに帰宅を促す。

（2）道路走行中の運転者等における対策

市は、道路走行中の運転手等の一時的な避難のために、必要に応じて、沿道の大型駐車場を有する公共的な施設への避難誘導を行うものとし、その受入れ体制の整備を図る。

また、大型商業施設や観光施設等、広い駐車スペースを有する事業者に対しても、災害時の緊急避難に関する協力を求める。

（3）外国人観光客等への対応

外国人観光客等に対しては、名護市国際交流協会等と連携し、可能な限り多言語化した情報提供に努めるとともに、言葉によるコミュニケーションギャップが大きく、孤立

によるストレスが大きくなることが考えられるため、対応策について検討を図る。

2 学校等の対策

各学校長は、災害時における児童生徒等の安全を確保するため、あらかじめ学校防災マニュアルを学校ごとに策定し、保護者への引渡し対応や帰宅困難となった場合の対応等について定めておく。

3 事業所等の対策

事業所等の責任者は、交通情報の収集や被害状況を把握し、状況によっては、従業員等を徒歩により帰宅させることや事業所に滞留させるなどして帰宅困難者の発生を抑制するよう努める。

また、事業所等に宿泊する従業員に対して、仮泊場所、食糧・飲料水、毛布等の確保に努める。

第17節 地区の孤立防止計画

本節では、風水害や土砂災害等による孤立集落発生の回避のための対策について定める。

施策の体系	担当
第1 基本方針	—
第2 孤立予想地区の把握	総務課（総）
第3 避難対策の強化	総務課（総）
第4 孤立に強い地区づくり	総務課（総）、消防本部

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における情報の伝達を遅くして人命救助活動を困難にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立住民の生活に大きな影響を与える。

このため、孤立防止対策として、孤立が予想される地区の実態を詳細に把握しておくとともに、通信手段の確保や救援対策の整備に努める。

第2 孤立予想地区の把握（総務課（総））

市は、道路状況や通信手段の整備状況、地形条件等から、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある地区について事前の把握に努める。

特に本市では、東海岸地区に事前通行規制区間があり、災害により規制実施がなされた場合、孤立集落が発生することになる。

第3 避難対策の強化（総務課（総））

1 水害時における避難

水害時における避難については、浸水前の早い段階で浸水想定区域外の指定緊急避難場所等に避難すること（立ち退き避難）が最も安全であり、市は、事態の推移を見守りながら早めの避難を呼びかける。

ただし、浸水や暴風雨等で外に出るのが危険な場合や避難できなくなったときは、自宅や近隣建物の比較的安全な場所（2階部分等）へ退避すること（屋内安全確保）を促す。

2 孤立地区に対する集団避難の指示の検討

市は、孤立が予測される地区を対象に、集団避難の指示等の発令の判断基準を定め、避難指示等の発令基準を満たした場合は、躊躇なく避難指示等を発令するとともに、自主防災組織や消防団と連携し、住民が取り残される事態等の防止に努める。

第4 孤立に強い地区づくり（総務課（総）、消防本部）

市は、地区の孤立を防止するため、防災関係機関等と連携し、次のような対策に取り組む。また、孤立対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置

し、日頃から情報交換に努める。

1 多様な通信手段の確保

- (1) 市は、通信施設の被災や輻そう等による障害に備え、災害時優先電話や衛星固定電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線、アマチュア無線等の多様な通信手段の確保に努める。
- (2) 地区内に学校や交番（駐在所）等の公共的機関等やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合、市は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

2 情報伝達体制の整備

市は、孤立のおそれのある地区に対して、地区の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員」として任命し、災害発生時における情報伝達体制を確立する。

3 物資の備蓄

- (1) 孤立のおそれのある地区においては、食糧、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の備蓄の充実により、地区単位で一週間程度は自活できるような体制整備を図る。
- (2) 市は、物資の備蓄に当たっては、要配慮者への配慮に努めるとともに、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や各家庭での備蓄に努める。
- (3) 孤立地区において、病人やけが人が発生した場合には、救急部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性もあることから、市は、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

4 緊急ヘリポート用地の確保

市は、孤立のおそれのある地区において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を確保するものとし、対象地域の盛土、地盤高等を考慮し、あらかじめ候補地を選定しておく。

また、緊急輸送拠点としての漁港の整備に努める。

5 対策工事の実施

- (1) 市は、県や関係機関と連携し、孤立のおそれのある地区内の危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事等に計画的に取り組む。
- (2) 市は、国及び県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行い、安全な道路交通環境の確保に努める。

6 自主防災組織の育成

消防機関等の到着までの間に適切な応急措置が行えるよう、市は、自主防災組織を育成・強化し、区域内の防災力の向上に努める。

第18節 業務継続計画

本節では、大規模な風水害発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、市及び事業者等の業務継続計画の策定について定める。

施策の体系	担当
第1 基本方針	総務課（総）
第2 市業務継続計画	総務課（総）
第3 事業者等の事業継続計画	総務課（総）
第4 事業者等の防災活動の推進	総務課（総）

第1 基本方針（総務課（総））

1 市

市は、災害時にあっても、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）に基づき、必要な業務を継続して行う。

また、市は、事業者等の事業継続計画の策定支援を図る。

2 事業者等

事業者等は、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画を策定するように努めるとともに、災害時の事業者等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。

第2 市業務継続計画（総務課（総））

市は、国が示すガイドラインに基づき、災害においても通常業務に支障をきたすことのないよう、下記の事項について定めた市業務継続計画を策定している。

業務継続計画では、非常時優先業務に位置付けるべき業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続が迅速に、より高い水準でなされるようにするため、短期的及び中期的取組について定め、住民生活に直結する行政サービスの確保に努める。

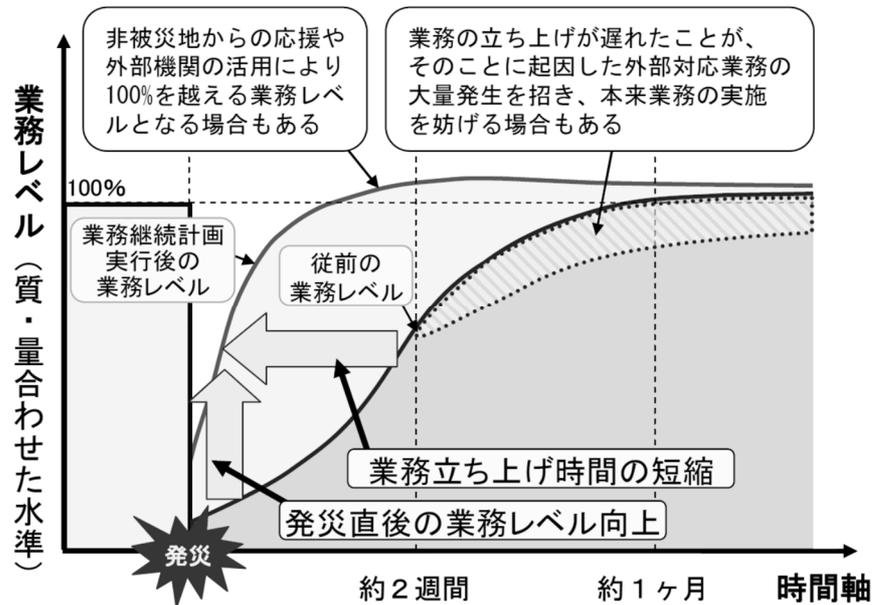
なお、業務継続計画は、組織改編等により実施体制に変更が生じた場合、必要に応じて速やかに修正を加え、不測の事態に備えるものとする。

業務継続の重要6要素

- ・ 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ・ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ・ 電気、水、食料等の確保
- ・ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ・ 重要な行政データのバックアップ
- ・ 非常時優先業務の整理

資料：市町村のための業務継続計画作成ガイド ～業務継続に必須な6要素を核とした計画～
（平成27年5月、内閣府（防災担当））

業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ



出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】」（H22.4、内閣府）

第3 事業者等の事業継続計画（総務課（総））

災害等による事業者等の事業中断は、事業者等の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、事業者等の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

このため、各事業者は事業継続計画の策定に努めるとともに、市及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、計画策定の支援を図る。

第4 事業者等の防災活動の推進（総務課（総））

各事業者は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

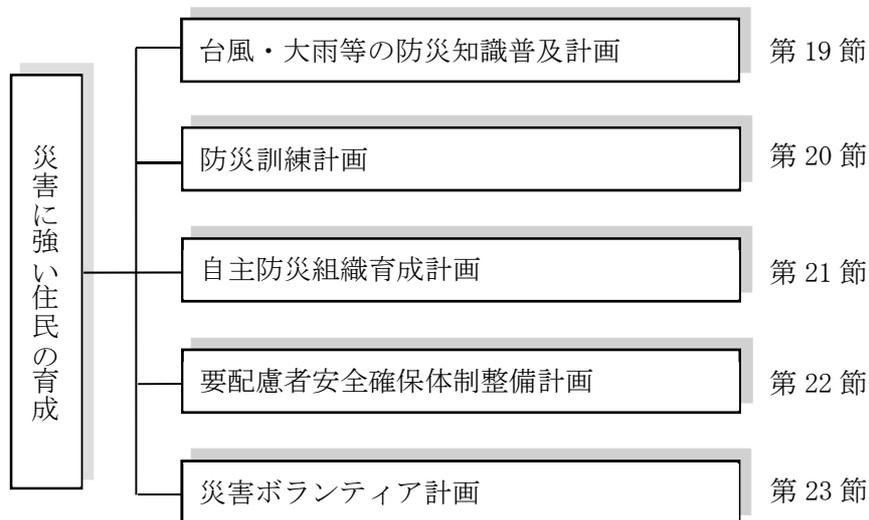
特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第3章 災害に強い住民の育成

災害発生時に、地域及び家族の安全を守るためには、住民一人ひとりが災害に対する心構えを持ち、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動が取れるようにすることが大切である。

このため、市は自助、共助の担い手となる住民や地域等に対し、防災知識の普及・啓発や防災訓練の実施、自主防災組織の育成及び活動の活性化等を推進し、住民や地域の防災対応力の向上を図る。

また、災害時に配慮を必要とする要配慮者や避難行動要支援者について、平常時から支援体制や必要な安全対策を実施するほか、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティア活動環境の整備充実を図る。



第19節 台風・大雨等の防災知識普及計画

本節では、防災意識の高い住民等の育成を図るため、防災知識の普及・啓発に係る事項について定める。

施策の体系	担当
第1 基本方針	総務課（総）
第2 台風教育の推進	総務課（総）、消防本部、学校教育課
第3 防災教育の充実	総務課（総）、消防本部、学校教育課、保育・幼稚園課、地域力推進課、各支所

第1 基本方針（総務課（総））

第2部 地震・津波編 第1編 第3節「地震・津波に強い人づくり」に定める対策のほか、市は台風や大雨等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への住民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

なお、防災知識の普及を図る際には、要配慮者の多様なニーズに十分配慮する。

第2 台風教育の推進（総務課（総）、消防本部、学校教育課）

1 防災教育

市は、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる台風教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の台風防災への理解向上に努める。

台風の大きさの階級分け



階級	風速 15m/s 以上の半径
大型（大きい）	500km 以上～800km 未満
超大型（非常に大きい）	800km 以上

資料：気象庁

風の強さと予想される被害の関係

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	人への影響	屋外・樹木の様子	建造物
やや強い風	10～15	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	といが揺れ始める。
強い風	15～20	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。
非常に強い風	20～25	何かにつかまっていけないと立ってられない。 飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れ、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルムが広範囲に破れる。
	25～30			固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。
猛烈な風	30～35	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。
	35～40			住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。
	40以上			

※予報用語とは、警報・注意報・気象情報等に使用する用語のこと。

資料：気象庁

※平均風速は10分間の平均風速。

台風への備え

- ◆家の外の備え（大雨が降る前、風が強くなる前に済ませる）
 - ・窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
 - ・側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく。
 - ・風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定し、家の中へ格納する。
- ◆家の中の備え
 - ・非常用品の確認
 - ・室内の安全対策（飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼り、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく。）
 - ・水の確保（断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。）
- ◆指定緊急避難場所の確認
 - ・学校や所管する施設など、指定緊急避難場所として指定されている場所への避難経路を確認しておく。
 - ・普段から家族で指定緊急避難場所や連絡方法などを話し合っておく。
 - ・避難するときは、持ち物を最小限にして、両手が使えるようにしておく。
- ◆気象台が発表する「台風情報」、「警報・注意報」など情報の入手を行う。
- ◆台風接近中は不要な外出は控え、危険な場所へは近づかない。

資料：気象庁

2 災害教訓の伝承

(1) 台風災害の蓄積と公開

市は、市内の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、災害記録や教訓等の住民への周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

(2) 台風災害の経験・教訓等の伝承

市は、災害等の教訓を後世に伝える。

第3 防災教育の充実（総務課（総）、消防本部、学校教育課、保育・幼稚園課、地域力推進課、各支所）

1 住民に対する防災知識の普及

市は、住民等を対象に、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布、広報資料の配布、防災教育用設備・資機材の貸し出し、講演会・研修会の開催及びマスメディアの活用等により、防災に関する知識の普及並びに防災意識の高揚を図る。

(1) 防災週間等における防災知識の普及

市は、「防災週間」や「防災とボランティア週間」等を活用し、関係機関と連携・協力しながら、住民等に対し防災知識の普及を図る。

(2) 市広報「市民のひろば」や広報資料による普及

市は、市広報「市民のひろば」において防災関連記事を随時掲載するほか、広報資料（パンフレット、リーフレット、ポスターの掲示等）により、広く住民等に防災知識の普及を図る。

(3) 防災マップの作成による普及

市は、防災マップを作成・配布し、住民等の防災知識の普及を図る。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

(4) 巡回による防災知識の普及

市は、市内各種団体への巡回による防災相談や防災教育資機材の貸出し等の防災活動を通して、防災知識の普及を推進する。

(5) 講演会、研修会の開催

市は、防災に係る学識経験者や防災関係機関の担当者、被災者等を講師として招き、講演会や研修会を開催することにより、住民等の防災知識の普及を図る。

(6) 名護市防災研修センターの活用による防災知識の普及

市は、名護市防災研修センターの疑似体験施設の活用等、訴求効果の高いものを活用し、住民等の防災知識の普及を図る。

(7) その他

市は、消防団をはじめ、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等の結成並びに防災活動を通じて、防災知識の普及を図る。

2 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

(1) 学校教育

ア 保育所（保育園）、幼稚園長及び学校長は、保育活動、学校の教育活動全体を通して、必要な防災教育を実施し、児童生徒の防災知識の普及を図る。

イ 学校施設においては、各学校で「学校防災マニュアル」を策定するとともに、マニュアルに基づき、学校全体で防災教育を含めた安全教育を推進する。

ウ 特に、災害が発生した場合の対処の方法や避難の際の留意事項、安全な避難行動等については、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

(2) 社会教育

所管する施設における各種の活動機会を通じて、住民等の防災知識の普及を図る。

ア 所管する施設において、防災教室等の住民学習会の開催を推進する。

イ 社会教育団体の研修等において、防災に関する意識啓発を推進する。

3 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修等で防災教育を盛り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

第20節 防災訓練計画

本節では、市の災害対応力の向上や住民、防災関係機関、市職員等の防災行動力の向上を図るための防災訓練の実施について定める。

施策の体系	担当
第1 防災訓練の実施	関係各課
第2 訓練後の評価	関係各課

第1 防災訓練の実施（関係各課）

風水害、土砂災害への防災活動体制を確立し、防災思想の普及を図るため、市、県、防災機関及び住民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

1 各種防災訓練

市は、次の訓練について、関係機関と連携・協力して具体的な訓練計画を立て、実践的な訓練の実施に努める。

（1）総合訓練

市は、危険地域等を対象に、住民の参加・協力を得て、自主防災組織、消防団等の防災機関と一体となって総合訓練を実施する。

（2）消防訓練

市消防本部及び消防団は、市街地や建物密集地等を対象に、消防資機材を利用した消火訓練を実施する。

（3）避難訓練

ア 市は、児童・生徒に対する防災教育の観点から、保育所（保育園）、幼稚園、小中学校等の参加を得て避難訓練を実施する。

イ 市は、医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導等、要配慮者を対象とした訓練を地域の町内会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

（4）情報伝達訓練

市は、災害時における情報の収集・伝達、応急対策の指示等が円滑かつ迅速に運用されるよう、防災関係機関と相互協力し情報伝達訓練を実施する。

（5）職員参集訓練

市は、災害対策本部を中心とする初動体制を確立し、本計画に定められた防災対応を習熟、検証するため、あらかじめ定められた配備体制基準に基づき、交通手段の制限、勤務時間内外の条件等を設定して、定期的に職員参集訓練を実施する。

2 訓練実施要領

市は、訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成し、関係機関に周知する。

また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、本市の災害特性や過去の災害履歴等を考慮し、地域の実情を踏まえた避難訓練を行う。

3 訓練参加機関

訓練参加機関は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び一般住民とする。

4 訓練のための交通規制

市は、防災訓練の効果的な実施を図るため、県公安委員会に依頼し、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者若しくは車両の道路における通行を禁止又は制限することができる。

第2 訓練後の評価（関係各課）

市は、訓練終了後に、訓練の評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理し、必要に応じて体制等の改善を行う。

第21節 自主防災組織育成計画

本節では、自主防災組織の整備及び運営方法並びに活動体制等について定める。

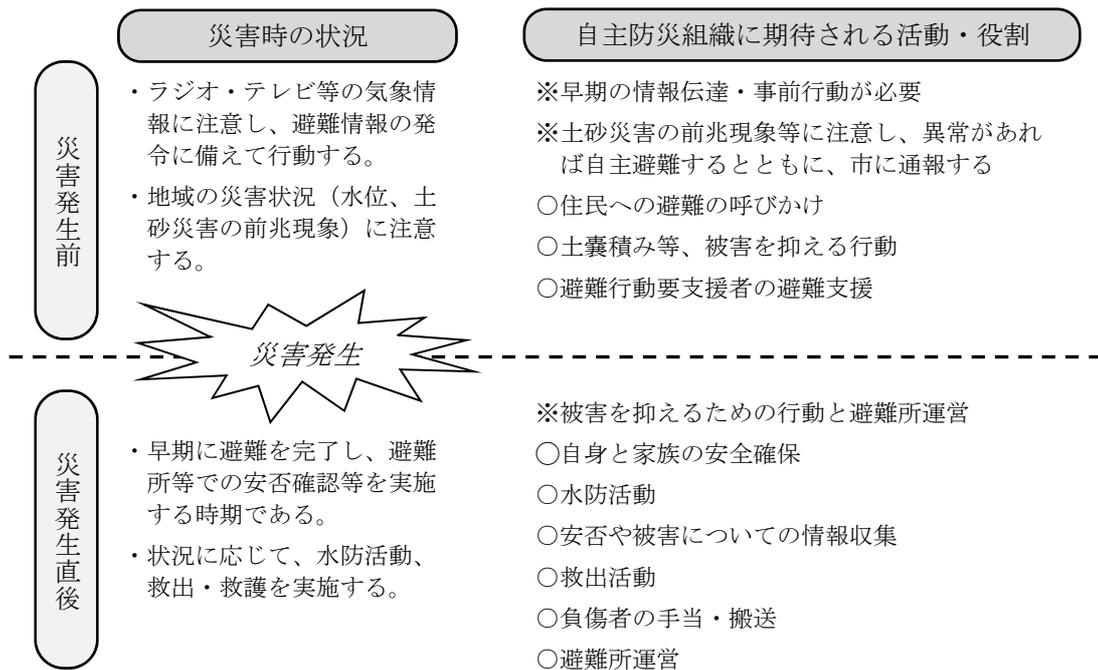
施策の体系	担当
自主防災組織育成計画	総務課（総）、警防課

市は、第2部 地震・津波編 第1編 「第3節 第3 自主防災組織育成計画」に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように、自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、市内の自主防災組織の組織化や消防団員の確保に努める。

風水害時における自主防災組織の主な活動



資料：自主防災組織の手引き（平成29年3月、消防庁）

第22節 要配慮者安全確保体制整備計画

本節では、災害時における要配慮者の安全確保方策について定める。

施策の体系	担当
要配慮者安全確保体制整備計画	関係各課

第2部 地震・津波編 第1編 「第4節 第5 要配慮者の安全確保計画」に定める対策のほか、市は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障がい者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも要配慮者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第23節 災害ボランティア計画

本節では、災害時において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティア活動環境の整備について定める。

施策の体系	担当
災害ボランティア計画	社会福祉課、市社会福祉協議会

第2部 地震・津波編 第1編 「第4節 第4 災害ボランティアの活動環境の整備」に定める地震・津波対策のほか、市は、大規模な風水害等が発生した場合に市内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

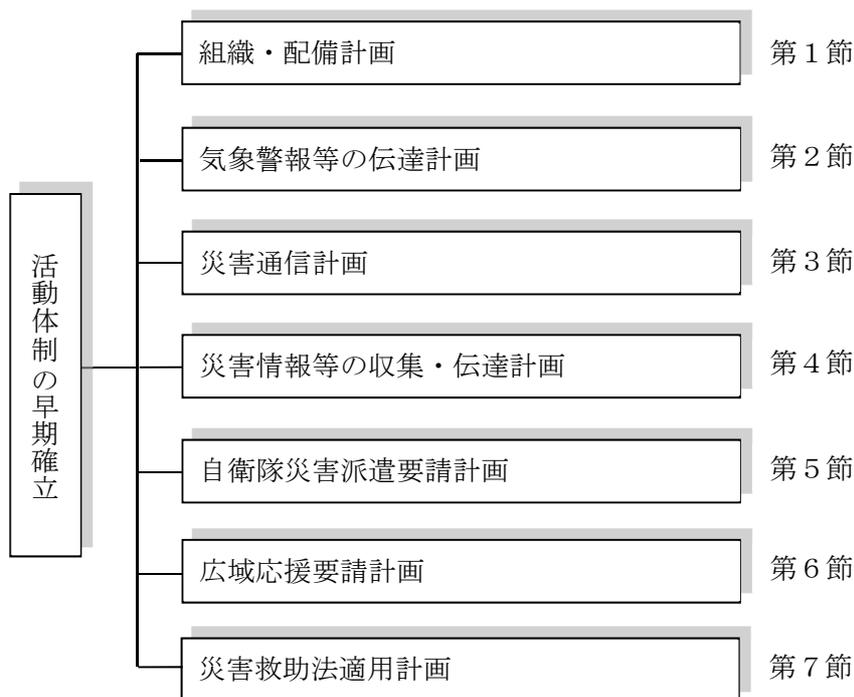
第2編 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、大雨や台風等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象情報、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第1章 活動体制の早期確立

発災直後においては、的確な初動対応を行うことが極めて重要であり、災害応急活動体制を速やかに整える必要がある。

このため、災害対策本部の設置基準や職員の配備計画、気象警報等の伝達、災害情報等の収集・伝達、応援要請等に係る計画をあらかじめ定めておき、発災時には早期に初動体制を確立し、災害の拡大防止と被害の軽減を図る。



第1節 組織・配備計画

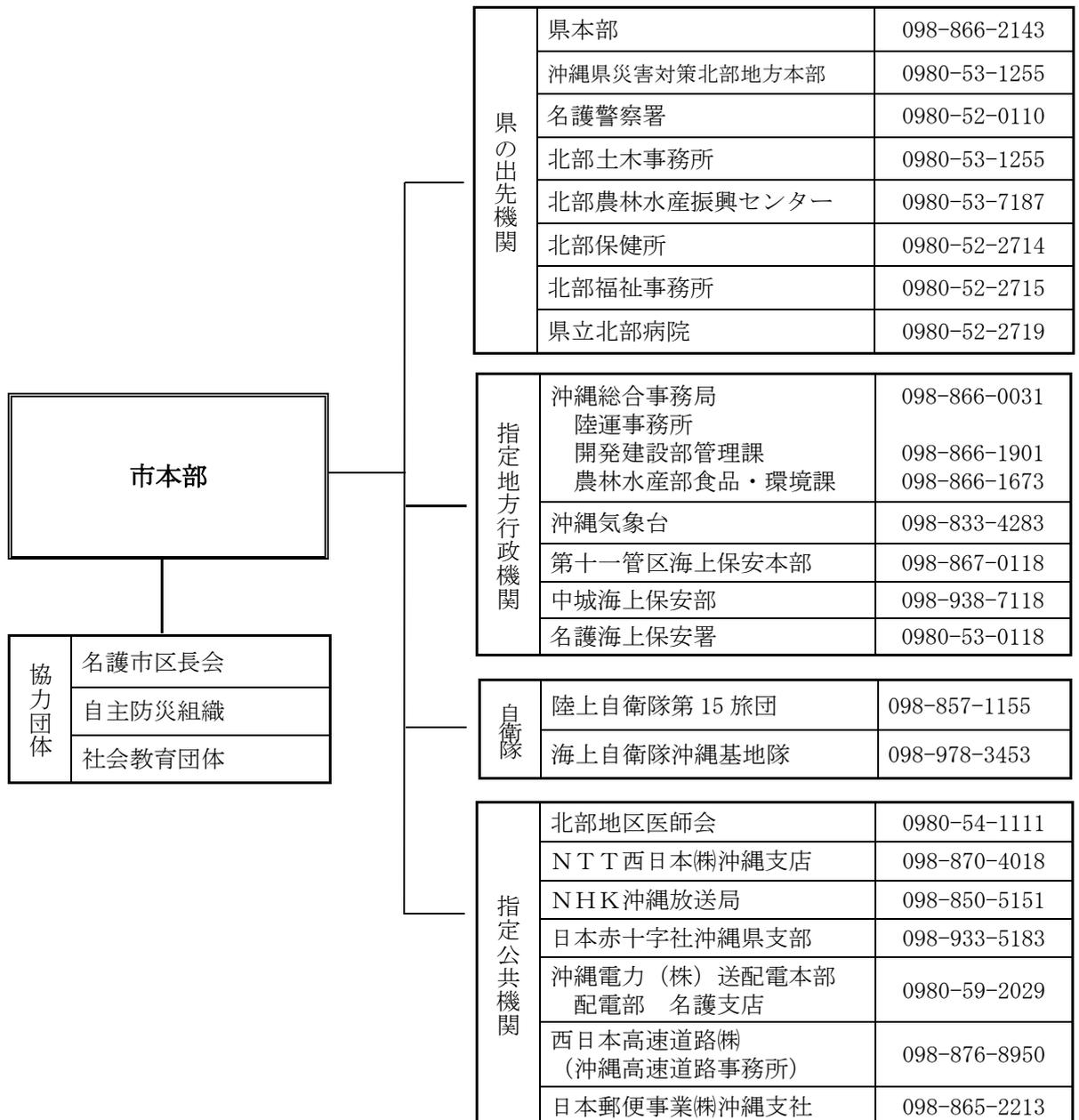
本節では、市本部の設置、組織、編成及び災害対策要員や台風時の配備体制等について定め、迅速かつ的確に応急対策を図る。

施策の体系	担当
第1 市本部の設置	総務班（総）
第2 配備の指定及び要員等	—
第3 台風時の配備体制	—
第4 市本部設置に至らない場合の措置	—

第1 市本部の設置（総務班（総））

1 市本部と防災機関との協力系統（総務班（総））

市本部と防災機関との協力系統は、次のとおりである。



2 市本部の組織（総務班（総））

市本部の組織は、別表1「市本部組織図」のとおりとする。ただし、必要に応じ、これと異なった組織体制をとることができる。

- (1) 市本部の設置及び指揮は、市長が行う。
- (2) 市長が不在又は連絡困難な場合は、次の順位により、市長に代わり意思決定を速やかに行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は事後速やかに市長にこれを報告し、その承認を得る。

意思決定権者の代理順位

第1位順位：市長  第2位順位：副市長  第3位順位：総務部長

- (3) 市本部に部及び班を設置し、部に部長、班に班長及び班員を置く。
部長及び班長は、次表に掲げる職にあるものをもって充て、班員は当該班長の所属する課（室・所）等の職員をもって充てる。
それぞれの主な任務は、次のとおりである。

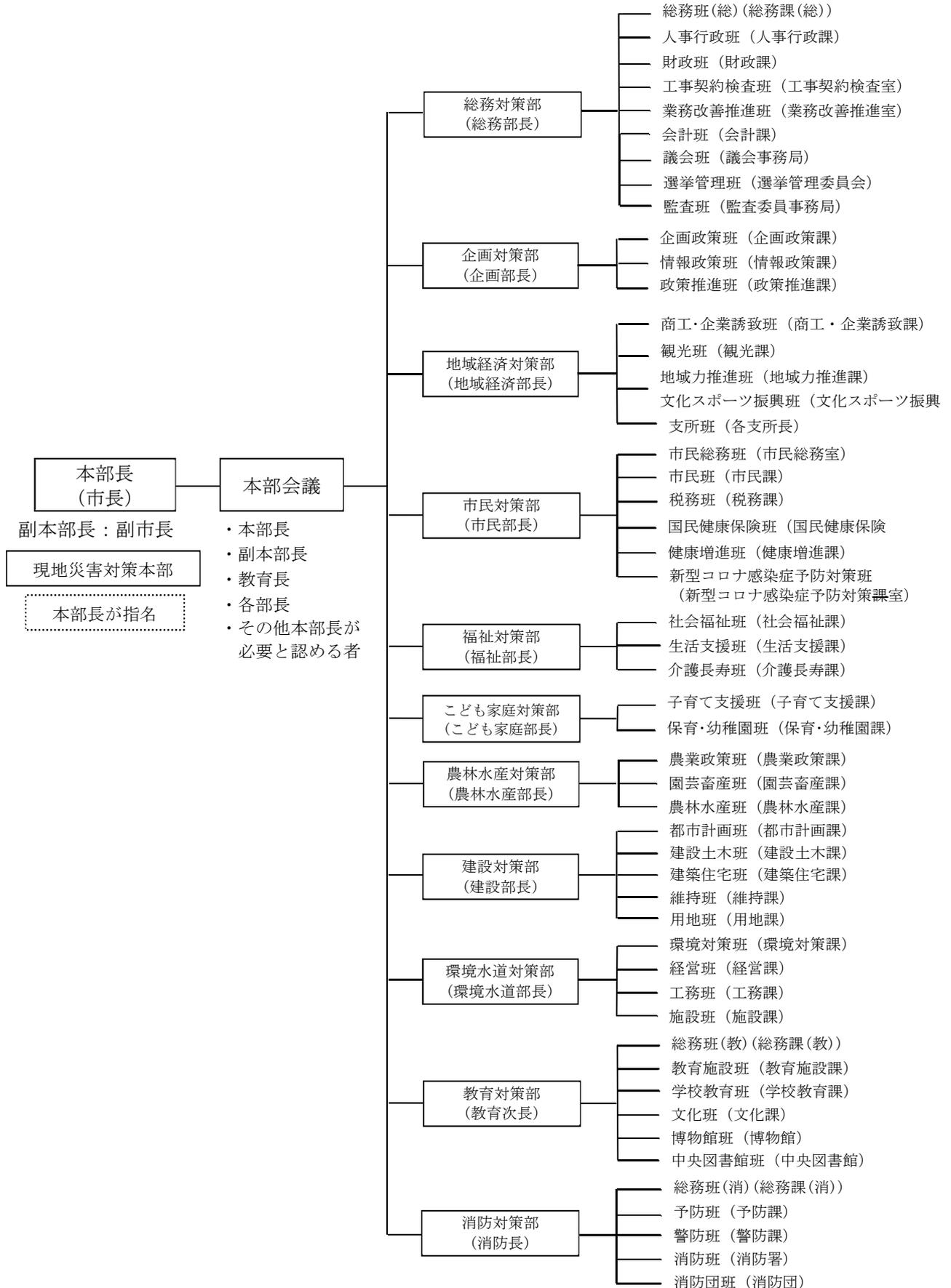
本部長、副本部長、本部長、班長・班員の主な任務

職名	主な任務
本部長 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議、本部会議の長となること。 ・避難情報の発令、警戒区域の指定を行うこと。 ・国、自衛隊、県、防災関係機関、地方自治体、住民、事業所、団体への支援協力要請を行うこと。 ・その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について、その基本方針を決定すること。 ・市本部の事務を統括し、市本部の職員を指揮監督すること。
副本部長 (副市長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長が不在又は事故にあったとき本部長の職務を代理すること。代理する順序は上記(2)のとおりとする ・本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう、本部長の交替要員となること。 ・部間の調整に関すること。
本部長 (部長等)	<ul style="list-style-type: none"> ・部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌握し、所属の職員を指揮監督すること。 ・本部会議の構成員として、本部長を補佐すること。 ・本部長、副本部長が不在又は事故にあったときは、総務部長が、職務を代理すること。 ・各部及び各班の事務分掌は別表2「市本部事務分掌及び配備要員数」のとおりとする。
班長・班員 (職員等)	<ul style="list-style-type: none"> ・各班長は、班の事務を掌握し所属の職員を指揮する。

- (4) 市本部設置時の事務分掌
別表2により実施する。

別表1

市本部組織図



別表2

市本部事務分掌及び配備要員数

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一配備	第二配備	第三配備
総務対策部	総務部長	総務班（総） 班長 総務課長	1 市本部の設置及び閉鎖に関する事。 2 市本部会議に関する事。 3 災害非常時配備体制の指示、伝達に関する事。 4 防災会議及び防災関係機関等との連絡及び協力要請に関する事。 5 災害情報の収集に関する事。 6 県、その他関係機関に対する被害報告に関する事。 7 市庁舎の防災及び保全に関する事。 8 各部及び部内の連絡調整に関する事。 9 災害対策要員の雇用に関する事。 10 無線通信等による緊急放送に関する事。 11 気象情報等の収集に関する事。 12 被災者台帳に関する事。 13 罹災証明に関する事。 14 基地の情報収集及び報告に関する事。	係長級	2/3	全員
		人事行政班 班長 人事行政課長	1 職員の動員及び服務に関する事。 2 職員の公務災害及び保健衛生に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。			
		財政班 班長 財政課長	1 所管の被害調査及び収集に関する事。 2 災害対策に必要な経費の予算措置に関する事。 3 市有財産の被害状況の調査に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。			
		工事契約検査班 班長 工事契約 検査課長	1 災害対策に必要な契約に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。			
		業務改善推進班 班長 業務改善推進 室長	1 部内各班の応援に関する事。			
		会計班 班長 会計課長	1 災害対策に必要な現金等の出納に関する事 2 部内各班の応援に関する事。			
		議会班 班長 議会事務局次長	1 部内各班の応援に関する事。			
		選挙管理班 班長 選挙管理委員会事務局 長	1 部内各班の応援に関する事。			
		監査班 班長 監査委員事務局 長	1 部内各班の応援に関する事。			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一配備	第二配備	第三配備
企画対策部	企画部長	企画政策班 班長 企画政策課	1 本部長及び副本部長の秘書業務に関する事。 2 災害に関する公聴、広報及び報道機関との連絡に関する事。 3 市ホームページの更新に関する事。 4 災害の取材及び記録に関する事。 5 部内各班の応援に関する事。	係長級	2/3	全員
		情報政策班 班長 情報政策課	1 災害統計に関する事。 2 システムの復旧に関する事。 3 システムの運用に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。			
		政策推進班 班長 政策推進課	1 部内各班の応援に関する事。			
地域経済対策部	地域経済部長	商工・企業誘致班 班長 商工・企業誘致課長	1 商工関係の被害調査及びその対策に関する事。 2 部内各班の協力に関する事。	係長級	2/3	全員
		観光班 班長 観光課長	1 市内在観光客等の被害調査及びその対策に関する事。 2 部内各班の協力に関する事。			
		地域力推進班 班長 地域力推進課長	1 所管する施設（中央公民館）の災害対策及び被害調査に関する事。 2 所管する施設（中央公民館）が避難所となった場合の設営、管理及び連絡に関する事。 3 災害救助活動に協力する社会教育団体との連絡調整に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。			
		文化スポーツ振興班 班長 文化スポーツ振興課長	1 所管する施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2 所管する施設が避難所となった場合の設営、管理及び連絡に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。			
		支所班 班長 各支所長	1 所管の被害調査及び応急対策に関する事。 2 課で所管する施設が避難場所となった場合の協力に関する事。 3 所管の関係団体との連絡調整に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一配備	第二配備	第三配備
市民対策部	市民部長	市民総務班 班長 市民総務課長 室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 電算システムの復旧に関する事。 2 電算システムの運用、利用及び調整に関する事。 3 電算に係る情報セキュリティに関する事。 4 部内各班の応援に関する事。 	係長級	2/3	全員
		市民班 班長 市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事。 2 埋火葬許可証の発行に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。 			
		税務班 班長 税務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の収集及び報告に関する事。 2 被災者に対する市税の徴収猶予及び減免措置並びに滞納処分に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。 			
		国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び、減免措置並びに滞納処分に関する事。 2 被災者に対する一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。 			
		健康増進班 班長 健康増進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療に関する事。 2 助産及び乳幼児に関する事。 3 災害地域及び避難所の防疫に関する事。 4 感染症の予防に関する事。 5 感染症患者の処置に関する事。 6 部内各班の応援に関する事。 			
		新型コロナ感染症予防対策班 班長 新型コロナ感染症予防対策室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の応援に関する事。 			
福祉対策部	福祉部長	社会福祉班 班長 社会福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事。 2 応急仮設住宅等への入居及び管理に関する事。 3 応急主要食糧、その他生活必需品の調達及び配分に関する事。 4 赤十字社等その他災害協力機関等との連絡調整に関する事。 5 ボランティア関係団体との連絡調整に関する事。 6 災害見舞金に関する事。 7 部内各班の応援に関する事。 	係長級	2/3	全員
		生活支援班 班長 生活支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 援助金品の受け入れ及び分配に関する事。 2 災害救助法の適用手続に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。 			
		介護長寿班 班長 介護長寿課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等の避難行動要支援者の安全確保、安否確認及び支援に関する事。 2 福祉避難所との調整・運営管理に関する事。 3 所管施設の被災状況調査に関する事 4 被災者に対する介護保険料の徴収猶予及び減免措置並びに滞納処分に関する事。 5 部内各班の応援に関する事。 			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一配備	第二配備	第三配備
子育て家庭対策部	子育て家庭部長	子育て支援班 班長 子育て支援課長	1 所管の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災状況調査に関する事 3 部内各班の応援に関する事。	係長級	2/3	全員
		保育・幼稚園班 班長 保育・幼稚園課長	1 保育所等の乳幼児の被災状況調査に関する事 2 応急保育に関する事 3 部内各班の応援に関する事。			
農林水産対策部	農林水産部長	農業政策班 班長 農業政策課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事 2 部内各班の応援に関する事。			
		園芸畜産班 班長 園芸畜産課長	1 農作物、畜産等の被害調査及びその対策に関する事 2 農産施設の災害対策及び復旧に関する事 3 部内各班の応援に関する事。			
		農林水産班 班長 農林水産課長	1 林産物、林業施設の被害調査及びその対策に関する事 2 水産物、水産施設等の被害調査及びその対策に関する事 3 漁港施設の警戒及び応急対策に関する事 4 農地、農業施設の災害対策及び復旧に関する事 5 部内各班の応援に関する事。			
建設対策部	建設部長	都市計画班 班長 都市計画課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事 2 土地区画整理事業による施設に対する災害対策及び被害調査に関する事 3 部内各班の応援に関する事。			
		建設土木班 班長 建設土木課長	1 土木施設の災害復旧工事に関する事 2 地すべり、急傾斜危険区域の情報収集に関する事 3 部内各班の応援に関する事。			
		建築住宅班 班長 建築住宅課長	1 仮設住宅等一時収容所施設の設置及び管理に関する事 2 市営住宅等への避難者の収容に関する事 3 建築物等の被害調査に関する事 4 部内各班の応援に関する事。			
		維持班 班長 維持課長	1 道路、河川及び橋梁関係の被害調査並びに障害物の除去（一時保管を含む）に関する事 2 公園、墓園及び街路樹等の災害対策並びに被害調査に関する事 3 部内各班の応援に関する事。			
		用地班 班長 用地課長	1 部内各班の応援に関する事。			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一配備	第二配備	第三配備
環境水道対策部	環境水道部長	環境対策班 班長 環境対策課長	1 地域組織（行政区等）における自主防疫の応急助成に関する事 2 防疫に関する関係機関との連絡調整に関する事 3 災害廃棄物の処理及び衛生に関する事 4 し尿処理に関する事 5 死体の埋火葬に関する事 6 部内各班の応援に関する事	係長級	2/3	全員
		経営班 班長 経営課長	1 給水活動に協力する団体等との連絡調整に関する事 2 下水処理に協力する団体等との連絡調整に関する事 3 災害対応に必要な経理に関する事 4 給水、その他必要事項の広報に関する事、 5 下水処理、その他必要事項の広報に関する事 6 部内各班の応援に関する事			
		工務班 班長 工務課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関する事 2 被害上水道管路の応急措置及び復旧整備に関する事 3 被害下水道管路の応急措置及び復旧整備に関する事 4 器材及び物品の調達に関する事 5 応急給水に関する事 6 部内各班の応援に関する事			
		施設班 班長 施設課長	1 浄水施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 下水処理場に関する被害調査及びその応急対策に関する事 3 災害復旧資器材及び物品の確保、調達に関する事 4 応急配水に関する事 5 水質保全に関する事 6 部内各班の応援に関する事			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一配備	第二配備	第三配備
教育対策部	教育次長	総務班（教） 班長 総務課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関すること。 2 物品調達手続及び経理に関すること。 3 学校等避難所設営に関すること。 4 学校給食に関すること。 5 部内職員の動員、配置に関すること。 6 部内各班の応援に関すること。	係長級	2/3	全員
		教育施設班 班長 教育施設課長	1 所管の被害調査及び部内の連絡調整に関すること。 2 学校施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。			
		学校教育班 班長 学校教育課長	1 児童生徒の安全確保及び安否確認に関すること。 2 児童生徒の被災状況調査に関すること。 3 応急教育計画及び教育指導に関すること。 4 応急学校教材及び学用品の供給整備に関すること。 5 部内各班の応援に関すること。			
		文化班 班長 文化課長	1 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。			
		博物館班 班長 博物館長	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。			
		中央図書館班 班長 中央図書館長	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。			

部	部長	班名及び班長	事務分掌	配備要員数		
				第一配備	第二配備	第三配備
消防対策部	消防長	総務班 (消) 班長 総務課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 職員の動員等に関する事。 3 消防活動の予算措置に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。	係長級	2/3	全員
		予防班 班長 予防課長	1 災害、その他災害の情報収集及び予防広報に関する事。 2 災害の原因及び損害調査に関する事。 3 防火対象物等の点検、指導に関する事。 4 部内各班の応援に関する事。			
		警防班 班長 警防課長	1 関係機関との連絡調整に関する事。 2 警備に関する各種会議の開催に関する事。 3 災害の記録に関する事。 4 消防機械器具の整備及び調達に関する事。 5 部内各班の応援に関する事。			
		消防班 班長 消防署長	1 関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害の記録に関する事。 3 災害危険区域の警戒防御及び救護に関する事。 4 無線通信等による緊急放送に関する事。 5 災害防除活動及び救助活動に関する事。 6 救急救護活動に関する事。 7 行方不明者の捜索に関する事。 8 気象情報等の収集に関する事。 9 部内各班の応援に関する事。	随時	随時	全員
		(消防団) 班長 消防団長	1 災害時の警戒、鎮圧、救助に関する事。 2 避難者の誘導及び収容に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。			

3 市本部の設置（総務班（総））

(1) 市本部の設置基準

市長は、暴風、豪雨、洪水、高潮等の自然災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。

ア 自動的に市本部を設置する場合。

○市全域にわたる被害の発生や甚大な局地的被害が発生した場合。

イ 市長の命令で設置する場合。

○市の全域又は一部地域に、重大な災害の発生が予想されるとき。

○重大な被害又は災害救助法が適用されるような災害が発生したとき。

○その他、総合的応急対策を行うことを、特に市長が必要と認めたとき。

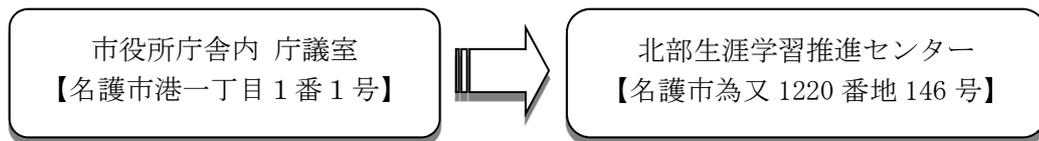
(2) 災害応急対策上必要な意思決定又は指示

本部長（市長）は、夜間や休日等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、適切な連絡手段により市本部の設置並びに自衛隊の災害派遣要請及び県への応援要請等、災害応急対策上必要な意思決定又は指示を行う。

(3) 市本部の設置場所

市本部は、市役所庁舎内庁議室に設置する。ただし、災害により市役所庁舎が使用できない場合は災害対策本部長の判断により、次の場所に設置する。

災害対策本部の設置場所



(4) 現地災害対策本部

市長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合において応急対策を推進するうえで必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の概要

- 現地災害対策本部長は、本部長が、副本部長及び本部長の中から指名する。
- 現地災害対策本部は、災害現場又は災害現場近くの公共施設に設ける。
- 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。
 - ・被害状況等の情報収集、調査及び本部への報告に関すること。
 - ・応急対策の実施に関すること。
 - ・現地における関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 市本部の解散

本部長（市長）は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生のおそれがなくなり、市本部による対策実施の必要がなくなったと認められるときは、市本部を解散する。

(6) 市本部の解散後の事務分掌

名護市部設置条例（平成15年条例第19号）により、実施する。

(7) 市本部の設置又は解散の報告

本部長（市長）は、市本部を設置又は解散したときは、直ちに県に報告するとともに、関係機関及び住民に対し、次により通知公表する。

災害対策本部の設置・閉鎖時の通知及び公表

担当部・班	通知又は公表先	通知又は公表の方法
事務局	市各部長	口頭、庁内放送、メール、電話、FAX、その他迅速な方法
	県	県総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX、その他迅速な方法
	関係機関	電話、FAX、その他迅速な方法

4 市本部の運営

(1) 本部会議

本部長は、災害に対する応急対策について方針を決定しその実施を推進するため、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

本部会議の概要

本部会議の開催時期	<ul style="list-style-type: none"> 市本部設置後 その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	<ul style="list-style-type: none"> 本部長 副本部長 教育長 各担当部長 議会事務局長 その他本部長が必要と認める者
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 総務班（総）
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策に関すること。 動員配備体制に関すること。 各部間の調整事項に関すること。 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること。 避難指示、警戒区域の指定に関すること。 災害救助法適用申請に関すること。 激甚災害の指定の申請に関すること。 応急対策に要する予算及び資金に関すること。 国、県等への要望及び陳情等に関すること。 その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

第2 配備の指定及び要員等

1 配備の決定及び区分

- (1) 本部長（市長）は、市本部を設置したときは、直ちに配備の規模を決定し、動員を指示する。ただし、本部長の決定がない場合でもその状況に応じて、各部長においてその配備を決定することができる。この場合、各部長は、直ちに本部長に報告しなければならない。
- (2) 風水害時の配備基準は「第一配備」、「第二配備」、「第三配備」に区分する。

2 配備要員

(1) 配備要員数

各部の第一配備、第二配備及び第三配備の配備要員数は、第2部 地震・津波編 第2編「第1節 組織・配備計画」に示す「別表2 市本部事務分掌及び配備要員数」のとおりとする。ただし、本部長は災害の実情により所属の部長と協議し、配備要員を増減することができる。

(2) 各配備要員の構成

別表2の各配備要員は、各班長（課長等）が所属する課、室、支所等の職員とし、配備要員数は班長を除く要員数とする。

(3) 配備要員の指名

ア 各部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておく。

イ 各部長は毎年5月1日現在で、配備要員名簿を作成し、総務班（総）で整理し管理する。

なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正の上、総務班（総）に通知する。

市本部の設置に係る配備体制及びその基準

本部設置	配備体制	配備基準	配備要員
災害警戒本部	第一配備 ＜警戒体制＞	1 市の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報の発表に伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処を要する場合 2 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に、災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合	1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる
災害対策本部	第二配備 ＜救助体制＞	1 市の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報又は特別警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがある場合 2 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 3 市の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用する災害が発生した場合	1 災害救助の実施に必要な市本部要員は配置につく
災害対策本部 (自動設置)	第三配備 ＜非常体制＞	1 災害により市全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合	1 全職員が配置につく

3 配備の方法

本部長は、異常現象等により災害発生のおそれのある場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、市本部を設置し、各職員に対し電話、庁内放送等最も早い方法で配備体制を指令する。

(1) 勤務時間中

ア 本部会議の招集

本部長は、気象予報、警報及び災害発生のおそれのある異常気象の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し災害対策要員の配備指定、その他応急対策に必要な事項を決定する。

本部会議の招集に関する事務は、総務対策部総務班（総）班長が行う。

イ 各部長、消防団長への通知

総務対策部長は市本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各部長及び消防団長に通知する。

ウ 各班長への通知

通知を受けた各部長は、各班長へその旨を通知する。なお、各部長が災害の状況に応じてその配備を決定した場合は、総務対策部長に報告する。

エ 配備要員への通知

通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知する。

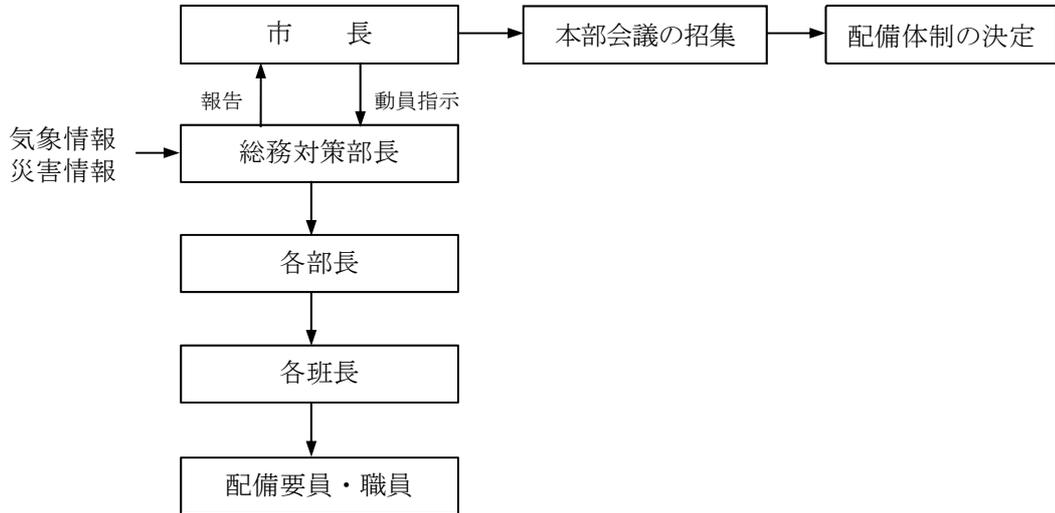
オ 所定の配備

通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配置につく。

カ 非常招集系統の確立

各部長はあらかじめ部内の非常招集系統を確立しておく。なお、非常招集系統については配備要員名簿に併記し総務対策部長に提出しておく。

勤務時間中の動員配備の指示系統



※伝達手段は、口頭、電話、メール、庁内放送等を利用する。

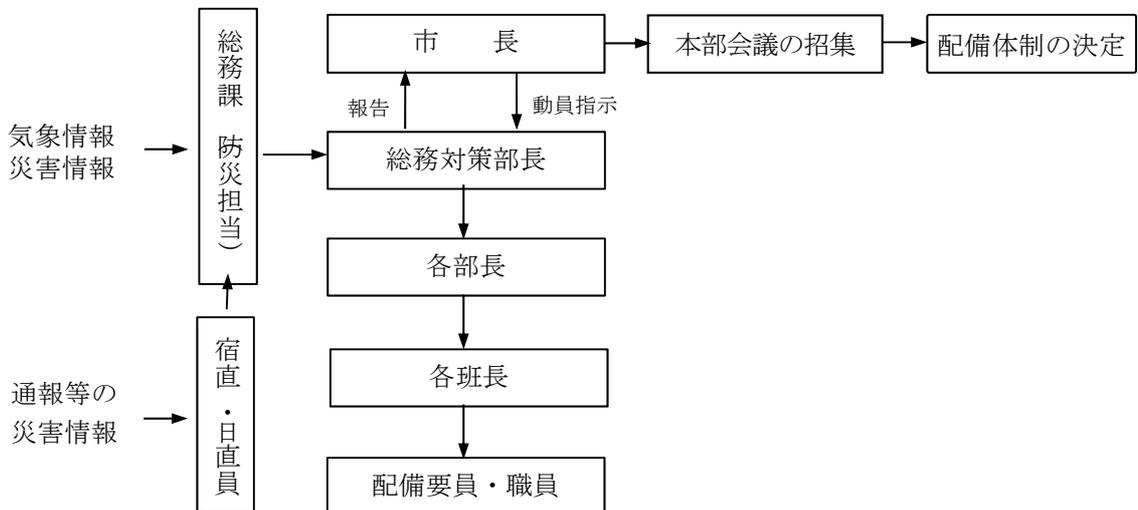
(2) 勤務時間外（夜間・休日等）

ア 配備体制

夜間、休日、退庁後において発生した災害や警報等の発表、その他異常現象の通知に対しては、総務課（防災担当）が速やかに参集し対応する。

市民からの通報等は、夜間は宿直（警備員）、休日等については日直が通報の受理等を行い、早急に総務課（防災担当）へ連絡を行う。

勤務時間外の動員配備の指示系統



※伝達手段は、電話、メール等を利用する。

イ 職員の参集

職員の参集基準

第一・第二配備	配備要員に当たった職員は、勤務時間外において、テレビ、ラジオ、防災行政無線等により災害発生等を覚知した場合は、今後の状況の推移に注意しつつ、所属部・班と緊密に連絡をとりながら、又は自らの判断で直ちに参集する。
第三配備	全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合、配備指定の命令を待つことなく、各自最も適した交通手段で直ちに参集する。

4 参集場所

職員は、勤務時間中・外ともに、原則として、各自の所属先に参集する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により、所属先への集合が困難な場合は、指定避難所等最寄りの公共施設等に一旦参集し、所属先にその旨を報告し、指示に従う。

5 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

服装は、参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また参集時には、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等の必要な用具をできる限り携行する。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するが、参集途上において火災や人身事故等の緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。

6 緊急対応班の設置

本市において、大規模災害が発生した場合、市本部を迅速に設置することができない場合に備え、事前に初動体制を確保するための要員として、防災監（総務部長）の下に「緊急対応班」を置く。

(1) 組織

緊急対応班には、防災監及び班員を置き、防災監には総務部長がなり、班員には職員をもって充てる。

(2) 班員

班員については、居住地、現在の職務等を勘案し、次の基準で選考し、あらかじめ指名して置くものとし、毎年見直す。

- ア 現在防災担当にある職員
- イ 本部設置場所である本庁から、直線距離で概ね2.0 km以内に居住している職員
- ウ 防災監が特に必要と認めた職員

(3) 任務

- ア 防災監は、班員の招集及び諸協議事項の決定をする。
- イ 班員は、災害の発生を知った時には、防災監の指示を待たず、直ちに本部設置準備のため、市役所本庁総務課（総）に集結し、本部設置のため次の活動を行う。

班員の活動内容

- ・被害状況の概要把握等情報収集に関すること。
- ・国、県、警察及びマスコミ等関係機関との連絡調整に関すること。
- ・本部長、副本部長、防災監からの指示命令の受理伝達に関すること。
- ・各行政区、避難所、ボランティア、学校及び交通手段に関すること。

(4) 定員

班の定員は概ね10名程度とする。

(5) 訓練

必要に応じて班員対象として、動員訓練、連絡対応訓練等を実施する。

(6) その他

- ア 班員の責務として事前に任務を明確にしておくものであって、常時その行動を拘束するものではなく、大規模災害発生時の各自の状況によりできるかぎりの努力を求めるものである。
- イ 市本部の体制が整い、体制が確立した場合は、班員は可能な限り本来の任務に戻る。

第3 台風時の配備体制

1 台風発生時における配備体制及びその基準

市は、台風時においては、次の配備体制をとり、応急対策に万全を期す。

市本部の設置に係る配備体制及びその基準

本部設置	配備体制	配備基準
設置前	警戒準備体制	1 台風が発生し、本市に影響が予想される時
災害警戒本部	第一配備 〈警戒体制〉	1 本島地方に暴風警報が発表されたとき 2 台風の進路予想により、沖縄本島に暴風警報が発表されると見込まれるとき
災害対策本部	第二配備 〈救助体制〉	1 災害が発生し、さらに大きな災害の発生が予想される時。 2 警戒体制をさらに強化し、総合的な災害対策体制を要する時
	第三配備 〈非常体制〉	1 市全域にわたって大災害が発生するおそれがあると予想される時

2 各体制の対応・配備要員

各体制時における対応は、次のとおりとする。

(1) 警戒準備体制

総務班 (総)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風情報を収集、分析し、各部課と共有する。 ・ 警戒要員は総務班(総)が担う。また、各課と連携し庁舎等の保全対策をする。 ・ 防災行政無線等により、住民への広報を実施する。(警戒注意) ・ 災害対策本部の設置に備え、本部員への連絡体制を確認する。
その他の部・課等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所掌事務に係る施設及び危険箇所等の点検、巡視等をする。 ・ 台風の状況に応じ、特に必要とする業務に関する場合は、総務班(総)と情報を共有しておく。
消防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防長が別に定めるところにより対策を行う。

(2) 第一配備〈警戒体制〉

ア 災害警戒本部においては、本部長(市長)の指示を受けて総務部長が指揮をとる。

イ 各部においては、次の表に掲げる任務(記載のない課等においては、所属部長の指示による。)を行うために必要な人員を配備する。ただし、状況により所属部課長等において配備要員の増減を判断し指示する。

部課	班名	任務
総務部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部の設置及び閉鎖 ・ 各部との連絡調整、外部との電話対応
	人事行政班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎、公用車の保全・警戒 ・ 職員配備対策

部課	班名	任務
企画部	企画政策班	<ul style="list-style-type: none"> ・市長及び副市長への連絡 ・電算に係る業務対応 ・ホームページ等による市民への広報
地域経済部 地域経済部	商工・企業誘致班	・特区関連施設及び入居企業等関係の連絡及び対策
	観光班	・観光客、観光施設等に関する連絡及び対策
	地域力推進班	・中央公民館における避難所開設
	各支所班	<ul style="list-style-type: none"> ・支所における避難所の開設 ・埋火葬許可証の発行
市民部	市民班	・埋火葬許可証の発行
こども家庭部	保育・幼稚園班	・保育所、幼稚園等関係の連絡及び対策
	子育て支援班	・学童クラブ等関係の連絡及び対策
福祉部	社会福祉班	・福祉部関係の連絡
農林水産部	農業政策班	・農畜産物被害等への対応
	園芸畜産班	・農畜産物被害等への対応
	農林水産班	・農林水産施設等の被害への対応
建設部	都市計画班	・所管の被害調査及び対応
	建築住宅班	・建築物被害等への対応
	建設土木班	・土木災害等対策
	維持班	
環境水道部	環境対策班	・ゴミ回収等に係る市民への対応
	工務班	・下水道関係の連絡及び対応
	施設班	・水道関係の連絡及び対応
教育委員会	総務課（教）	・教育委員会関係の連絡及び対策
	教育施設班	・教育施設関係の連絡及び対策
	学校教育班	・各学校との連絡
	博物館班	・博物館の保全・警戒
	中央図書館班	・中央図書館の保全・警戒
消防本部		・消防長が別に定める。

ウ 配備要員に指定されていないその他職員は、自宅待機とする。

（3）第二配備<救助体制>

ア 災害対策本部においては、本部長（市長）が指揮をとる。

イ 全課長等は配備要員とする。ただし、状況により所属部長等において配備要員の

増減を判断し指示する。

ウ 各対策部長、班長（課長等）は、災害応急対策等の緊急事態に備え、情報担当及び連絡担当要員を配置し、所属職員との連絡体制を確認しておく。

エ その他自宅待機の職員は、配置につく心構えをもって自宅待機とする。

(4) 第三配備<非常体制>

ア 各対策部においては、状況により配備要員数をさらに増減できるものとする。

イ その他自宅待機の職員は、非常体制の緊急配備に備えておくものとする。

(5) 共通事項

ア 台風は、突発的に来襲するものではないため、退庁後及び祝祭日・休日における対策要員人数等については、警戒体制、救助体制とも総務部長より、各部長等へ指示し、また各部長等から職員へ指示する。

イ 台風対応の各体制は、暴風域内にあるとき、行動することは危険を伴うことから、台風情報に基づき事前に配備体制をとることを基本とする。ただし、暴風域内であっても、体制強化するときは、参集可能な職員は必要に応じて随時参集する。

ウ 職員は、災害救助に関する情報の入手及び緊急連絡があった場合は、消防本部と総務班（総）に速やかに報告する。

エ 各部課で行われる行事、イベント等の対応は、基本的に担当部課等が判断し対応する。

第4 市本部設置に至らない場合の措置

1 災害対策準備体制の設置

災害の程度が市本部を設置するに至らないときは、各部・課職員は次の体制をとる。

災害対策準備体制の設置に係る配備基準

本部設置	配備体制	配備基準	配備要員
設置前	<災害対策準備体制>	1 市内に次の警報が発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 2 1のほか、市長がこの体制を命じたとき	1 各部・課の情報担当及び連絡担当要員は配置につく（少数） 2 その他の職員は待機の体制をとる

第2節 気象警報等の伝達計画

本節では、災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等について定める。

施策の体系		担当
第1	気象注意報・警報等の種類及び発表基準	沖縄气象台
第2	気象警報等の伝達	総務班（総）
第3	異常現象発見時の措置	総務班（総）

第1 気象注意報・警報等の種類及び発表基準（沖縄气象台）

1 気象業務法に定める警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報

沖縄气象台は、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、また、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を県内の市町村ごとに発表する。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、暴風、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、暴風、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、強風、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

資料：気象庁

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合に発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	

資料：気象庁

(2) 警報、注意報の細分区域

天気予報は、基本的には都府県を単位として発表するが、この区域を「府県予報区」と呼ぶ。本県の場合は、例外的に4つの府県予報区（沖縄本島地方、大東島地方、宮古島地方、八重山地方）に分割している。

また、府県予報区を複数の区域（一次細分区域）に分割して天気予報を発表しているが、警報及び注意報については、可能な限り、一次細分区をさらに細かく分割した区域（二次細分区域）に対して発表している。

沖縄本島地方の気象警報・注意報・天気予報の発表区域

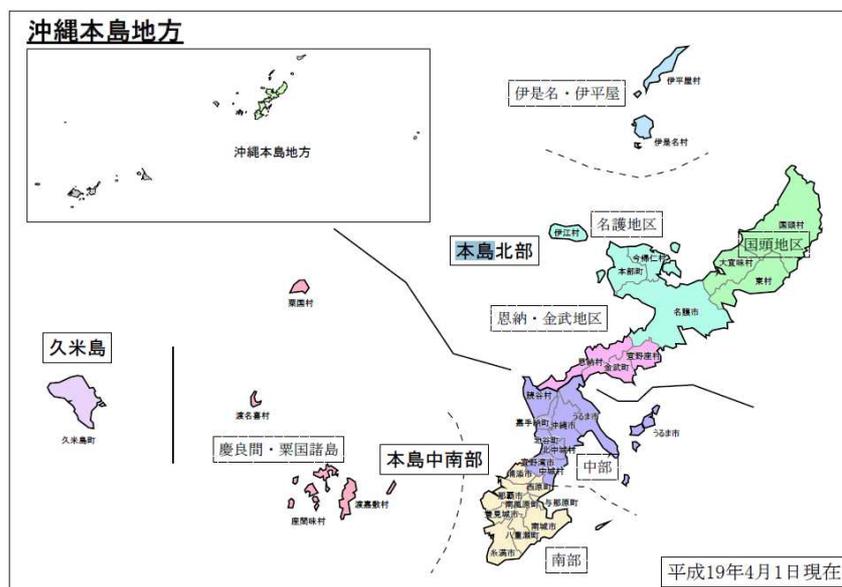
府県予報区	一次細分区域※1	市町村等をまとめた地域※2	二次細分区域の名称※3
沖縄本島地方	本島北部	伊是名・伊平屋	伊平屋村、伊是名村
		国頭地区	国頭村、大宜味村、東村
		名護地区	名護市、今帰仁村、本部町、伊江村
		恩納・金武地区	恩納村、宜野座村、金武町
	本島中南部	中部	宜野湾市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
		南部	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町
		慶良間・栗国諸島	渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村
久米島	(久米島)	久米島町	

※1 一次細分区域：府県天気予報を定期的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

※2 市町村等をまとめた地域：二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

※3 二次細分区域：警報・注意報の発表に用いる区域。

気象警報・注意報や天気予報の発表区域図



資料：気象庁

(3) 名護市における気象警報発表基準

警報・注意報発表基準

令和4年5月26日現在

名護市	府県予報区	沖縄本島地方		
	一次細分区域	本島北部		
	市町村等をまとめた地域	名護地区		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 ^{※1}	18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 ^{※2}	153
	洪水	流域雨量指数基準 ^{※3}	源河川流域=10.6、羽地大川流域=9、我部祖河川流域=6、屋部川流域=8.8、西屋部川流域=7.4、大浦川流域=8.5、汀間川流域=10.8	
		複合基準 ^{※4}	我部祖河川流域=(8, 5.5)、汀間川流域=(8, 9.7)	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s
			東シナ海側	25m/s
			太平洋側	25m/s
波浪	有義波高	東シナ海側	6.0m	
		太平洋側	6.0m	
高潮	潮位	2.0m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準 ^{※1}	10	
		土壌雨量指数基準 ^{※2}	107	
	洪水	流域雨量指数基準 ^{※3}	源河川流域=8.4、羽地大川流域=7.2、我部祖河川流域=4.8、屋部川流域=7、西屋部川流域=5.9、大浦川流域=6.8、汀間川流域=8.6	
		複合基準 ^{※4}	源河川流域=(9, 6.7)、羽地大川流域=(9, 5.8)、我部祖河川流域=(5, 4.7)、屋部川流域=(5, 6.9)、西屋部川流域=(5, 5.8)、汀間川流域=(8, 6.9)	
	強風	平均風速	陸上	15m/s
			東シナ海側	15m/s
			太平洋側	15m/s
	波浪	有義波高	東シナ海側	2.5m
			太平洋側	2.5m
	高潮	潮位	1.3m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
濃霧	視程	陸上	100m	
		東シナ海側	500m	
		太平洋側	500m	
乾燥	最小湿度50%で、実効湿度60%			
低温	最低気温5℃以下			
霜	最低気温5℃以下			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

資料：気象庁HP

注) 大雨、洪水、波浪、高潮の各注意報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。

注) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.6」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.6以上」を意味する。

※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配等を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。

※2 土壌雨量指数：土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数で、解析雨量、降水短時間予報を基に、5km四方の領域ごとに算出する。降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標として土砂災害警戒情報などの発表基準に使用する。

※3 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する地域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

※4 複合基準：洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

2 気象情報等

気象情報とは、台風や大雨など災害のおそれのある気象状態が予想されるか、起こっている場合に発表される気象警報や気象注意報等の内容を補完するため、随時発表される情報のことである。

台風発生時には「台風に関する情報」、1時間に100mmほどの大雨で災害が起こるおそれがあるときには記録的短時間大雨情報、土砂災害のおそれがあるときには土砂災害警戒情報を発表し、避難や警戒を呼びかける。

(1) 台風情報

台風その他異常気象についてその状況を具体的に説明するもので、注意報・警報の情報価値を高め、適切な防災対策がより効果的に行われるために随時発表する。

なお、台風情報で使用される台風の大きさなどは、次のとおりである。

台風情報で使用される台風の大きさ等

台風の大きさ (風速 15m/s 以上の半径)		台風の強さ (最大風速)	
大型	500km 以上 800km 未満	強い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

(注) 上表の基準以外の台風は、単に「台風」と表現する。

(2) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、都道府県気象情報の一種として発表する。

(3) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に土砂災害発生の危険度が高まったときは、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎に土砂災害警戒情報を発表する。

この情報は、危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当し、土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認できる。

市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

なお、「沖縄県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」(平成18年4月28日)及び同協定に基づく「沖縄県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき運用するものとする。その主な内容は次のとおりである。

ア 作成・発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により沖縄県と気象台が共同で作成・発表する。

イ 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が

防災活動や住民などへの避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように、また、住民が自主避難の判断などに役立てることを目的とする。

ウ 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とする。

エ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

発表基準	警戒発表は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したとき発表される。
解除基準	警戒解除は、所定の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないときとする。

オ 土砂災害警戒情報の発表形式

市の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせさせて発表される。

カ 土砂災害情報の利用における留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず、急傾斜地などが崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報の利用においては、個別の災害発生箇所・時間・規模などを詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなどの表層崩壊などによる土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべりなどは対象としないことに留意すること。

キ 市の対応

市長は、土砂災害情報を参考にし、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

(4) 警報の危険度分布（キキクル）

警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのかを地図上で色分けして表示し、視覚的にわかりやすく情報提供する。

情報項目	情報の意味(更新間隔)	備考
大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分)	大雨警報(土砂災害)を補足する情報
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分)	大雨警報(浸水害)を補足する情報
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分)	洪水警報を補足する情報

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に気象庁が一時細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、県単位で発表する。

(6) 異常潮位に関する情報

異常潮位とは、台風等による高潮又は地震による津波以外の潮位の異常な現象をいい、それによる被害が発生又は発生するおそれがあるときに沖縄气象台が発表する。

(7) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況（警戒レベル4相当以上）で、「線状降水帯」というキーワードを用いて発表する。

3 地方海上警報

定められた海域に対して、異常気象等（風浪、うねり等）によって重大な災害が起こるおそれがあるとき、細分された3海域（沖縄東方海上、東シナ海南部、沖縄南方海上）において24時間以内に予想される最大の風の強さによって沖縄气象台が発表する。

(1) 地方海上予報区の範囲と細分名称

ア 沖縄气象台担当地方海上予報区
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）

イ 細分名称

- (ア) 沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
- (イ) 東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
- (ウ) 沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

(2) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
海上警報なし（英文 NOWARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
海上濃霧警報（英文 WARNING）	濃霧により視程が500m未満（0.3カリ未満）
海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が13.9～17.2m/s（28以上～34ノット未満）
海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が17.2～24.5m/s（34以上～48ノット未満）
海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が24.5～32.7m/s（48以上～64ノット未満）
海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が32.7m/s以上（64ノット以上）

4 水防警報等

(1) 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は、次に定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替される。

水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 水防警報

水防警報とは、洪水波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

5 市長が行う警報等

市長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき又は自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき又は自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画に定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達する。

この場合において必要があると認めるときは、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行う。

市長が行う警報等

- 災害に関する予報若しくは警報の通知を受けた場合
- 自ら災害に関する予報若しくは警報を知った場合
- 自ら災害に関する警報をした場合

6 警報等の発表及び解除の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行う。

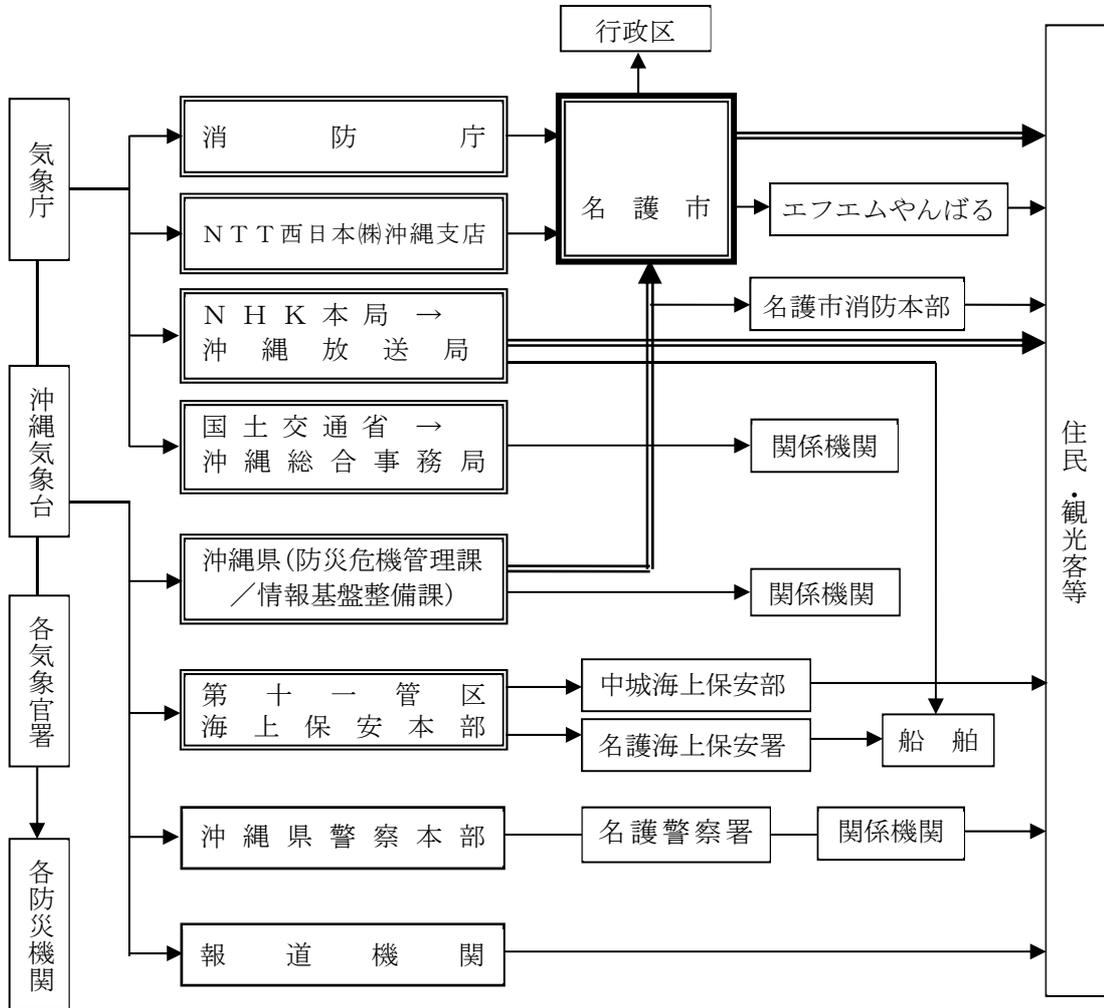
警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水注意報 強風注意報 波浪注意報 高潮注意報	沖縄気象台	名護市

警報等の種類	発表機関名	対象区域
濃霧注意報 雷注意報 乾燥注意報 霜注意報 低温注意報 大雨（土砂災害、浸水害）警報 洪水警報 暴風警報 波浪警報 高潮警報 大雨特別警報 暴風特別警報 波浪特別警報 高潮特別警報 記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報 顕著な大雨に関する気象情報		
水防警報	県知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台	名護市内

第2 気象警報等の伝達（総務班（総））

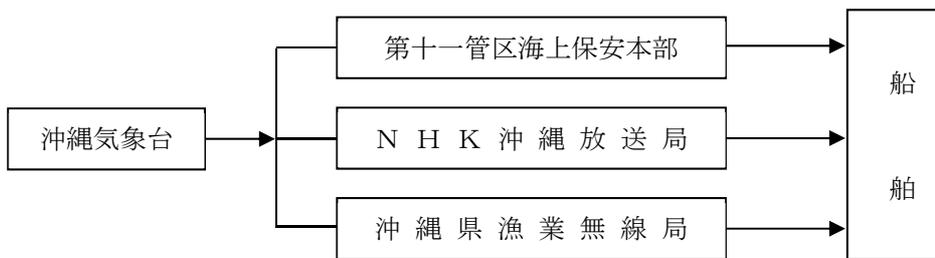
1 気象警報等の伝達

(1) 気象警報の伝達系統図

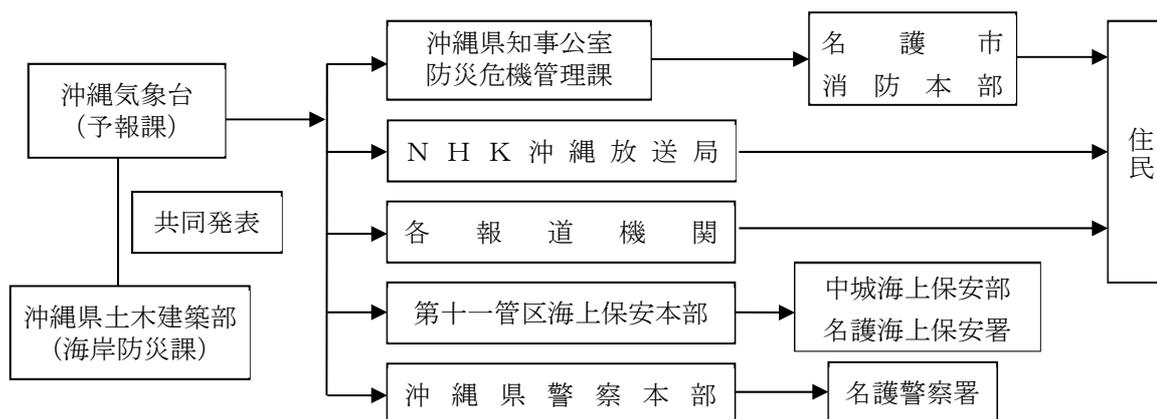


※ 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 ※ 二重枠内の機関は、気象業務法施行令第8等による伝達機関、細枠内の機関は、その他の連絡機関

(2) 地方海上警報等の伝達系統図



(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統図



2 警報等の受領責任及び伝達方法

(1) 情報の受領と収集

関係機関から通報される警報等は市及び消防本部において受領し、迅速、確実な収集を行う。また、関係する部・課等は、気象警報等について、積極的に収集する。

(2) 市長への報告

大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長に報告する。

第3 異常現象発見時の措置（総務班（総））

気象、水象、若しくは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防止するため、その発見場所、状況及び経過等の具体的な情報を、次により速やかに通報する。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

通報を要する異常現象

事項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

(2) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市又は名護警察署若しくは中城海上保安部・名護海上保安署に通報する。

(3) 警察署、海上保安本部の通報

通報を受けた警察署又は中城海上保安部・名護海上保安署は、直ちに市長及び上部機関に通報する。

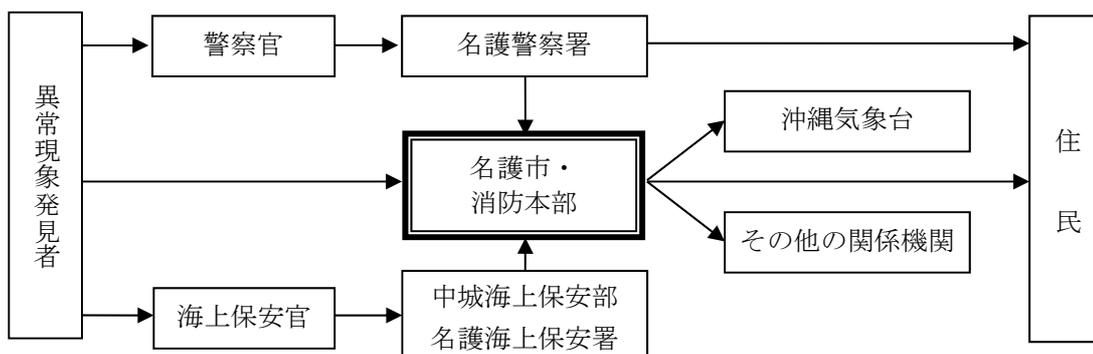
(4) 市長の通報

(2)、(3)により通報を受けた市長は、異常発見者の通報系統図により、その旨を沖縄気象台及び関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。また、住民に対して周知を図る。

(5) 通報を要する異常気象

- ア 気象関係 強い突風、竜巻、激しい雷雨等著しく異常な気象
- イ 水象関係 著しく異常な潮位、波浪
- ウ 地象関係 頻発地震、火山関係の現象（噴火現象、火山性異常現象）
- エ 津波関係 津波関係の現象<第2部地震・津波編に記載>

(6) 異常現象発見者の通報系統図



第3節 災害通信計画

施策の体系	担当
第1 通信手段の確保	総務班（総）、情報政策班
第2 電気通信設備が利用できない場合の対策	総務班（総）
第3 住民への措置	総務班（総）

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、第2部 地震・津波編 第2編「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

施策の体系	担当
第1 災害状況の収集	関係各部
第2 災害状況の伝達・報告	総務班（総）
第3 安否情報の提供	総務班（総）

災害状況等の収集・報告は、第2部 地震・津波編 第2編「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、市（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- (1) 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告する。
- (2) 消防本部は、火災が同時多発又は多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- (3) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- (4) 行方不明者が他の市町村に住居登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

施策の体系	担当
第1 災害派遣を要請する場合の基準	—
第2 災害派遣要請等	総務班（総）
第3 災害派遣部隊の活動等	自衛隊、総務班（総）

災害時における自衛隊の派遣要請は、第2部 地震・津波編 第2編「第5節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第6節 広域応援要請計画

施策の体系	担当
第1 県、他市町村等への応援要請	総務班（総）
第2 消防に関する応援要請	警防班

大規模災害発生時において、市単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、第2部 地震・津波編 第2編「第6節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

第7節 災害救助法適用計画

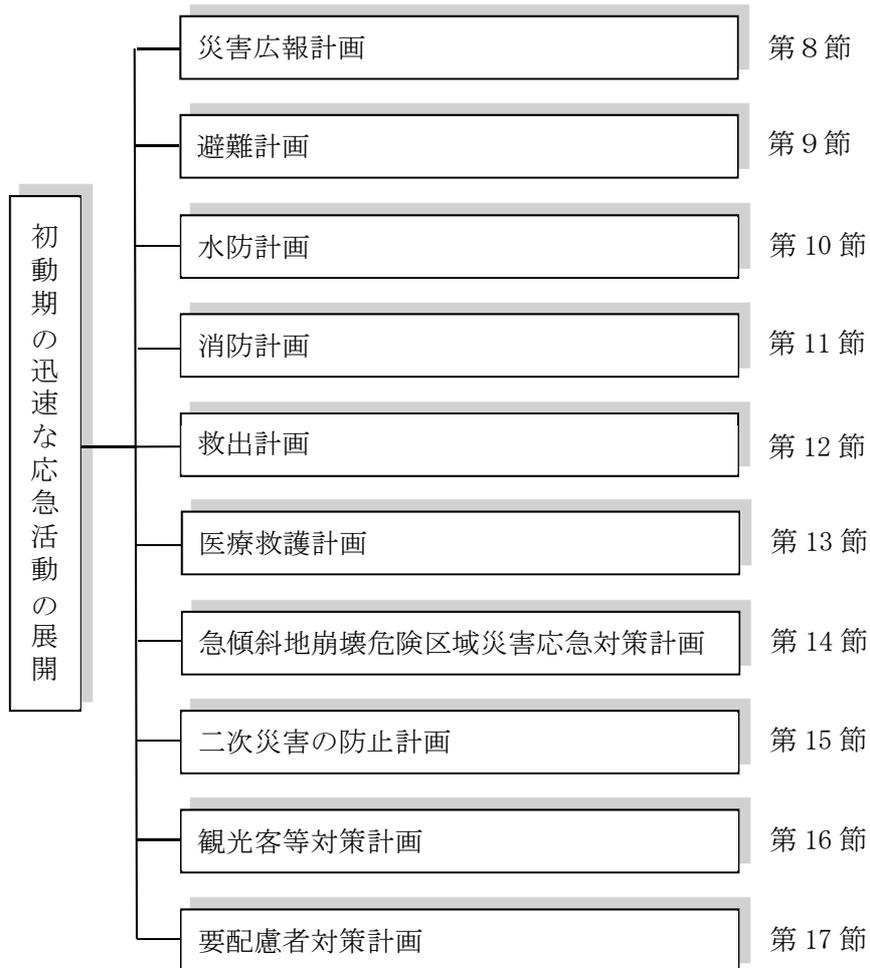
施策の体系	担当
第1 災害救助法の概要	—
第2 災害救助法の適用	—
第3 災害救助法の適用要請	生活支援班、総務班（総）
第4 救助の実施	県、関係各班

災害救助法に基づく被災者の救助は、第2部 地震・津波編 第2編「第7節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2章 初動期の迅速な応急活動の展開

迅速な初動体制の確立後は、市及び関係機関が一体となって、本格的に応急活動を開始し、人命救助や災害の拡大防止に努める必要がある。

このため、避難、消防、救出、医療救護、二次災害防止等の初動期の応急活動を迅速・効果的に展開する。



第8節 災害広報計画

施策の体系	担当
第1 市による災害広報の実施	総務班（総）、企画政策班
第2 報道機関に対する情報等の発表	企画政策班
第3 住民からの問い合わせ等への広報	支援対策部各班

災害時における情報及び被害状況等の広報は、第2部 地震・津波編 第2編「第8節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

具体的には、段階に応じて次のような広報を行う。

- (1) 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予測される時期）
 - ア 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
 - イ 台風・気象情報
 - ウ 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
 - エ 警報
 - オ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
 - カ 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
 - キ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
 - ク 公共交通機関の運行状況
 - ケ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
 - コ 避難情報（高齢者等避難、避難所の開設状況）
- (2) 初動段階（暴風、浸水、土砂災害等が予測される時期）
 - ア 避難情報（避難指示とその理由、避難所等）
- (3) 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）
 - ア ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
 - イ 医療機関の状況
 - ウ 感染症対策活動の実施状況
 - エ 食糧、生活必需品の供給予定
 - オ 災害相談窓口の設置状況
 - カ その他住民や事業所のとるべき措置

第9節 避難計画

本節では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域内の住民等に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、人命の安全を確保するために必要な基本的事項について定める。

施策の体系	担当
第1 避難情報の発令	総務班（総）
第2 警戒区域の設定	総務班（総）
第3 避難誘導	消防団、自主防災
第4 広域一時滞在	総務班（総）

第1 避難情報の発令（総務班（総））

1 実施責任者

風水害から避難するための高齢者等避難の発令、立ち退き指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施責任者については、第2部 地震・津波編 第2編「第9節 避難計画」第1 避難情報の発令の1に定める実施責任者のとおりとする。

2 避難情報の発令区分

避難情報は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3区分に分けて警戒レベルとともに発令し、各情報は発令時の状況を踏まえ、空振りをおそれずに早めに発令する。

警戒レベルを用いた避難情報の区分

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)	●災害発生又は切迫 (必ず発令される 情報ではない)	●命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)	●災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)	●災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●気象状況悪化	●自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●今後気象状況悪化のおそれ	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

避難行動の呼称

避難行動の呼称	内容
避難行動 (安全確保行動)	数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」をいう。 ※下記①から③の全てが避難行動である。
緊急安全確保	①命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること
立ち退き避難	②災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること ○避難先の例 ・指定緊急避難場所（同施設）への移動 ・安全な場所への移動（公園や親戚・友人宅等へ）

屋内安全確保	③災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること
--------	--

3 避難情報の発令基準

風水害や土砂災害による被害から住民等の生命、身体の安全を確保するため、次の基準により迅速かつ的確に避難情報を発令する。

(1) 水害

水害の避難情報発令の判断基準は、次のとおりである。

種 別	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>次のいずれかに該当するとき発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風により、短時間後に危険が予想される場合 (沖縄本島北部で最大風速 25mが予想され、さらに強まっていくと予想される場合) ・ 相当な大雨で、短時間後に危険が予想される場合(総雨量 200 mm、時間雨量 60 mmが予想された場合) ・ 河川及び海岸の水位が高くなり、洪水及び高潮の起こるおそれが予想される場合 ・ 警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合 ・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
【警戒レベル4】 避難指示	<p>次のいずれかに該当するとき発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命及び身体の危機がさし迫ってきた場合(沖縄本島北部で最大風速 25m以上が観測され、さらに強まっていくことが予想される場合) ・ 大雨が続き、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険がさし迫ってきた場合 ・ さらに増水が予想され、洪水及び高潮の災害が相当さし迫った場合、又は洪水及び高潮の起こるおそれが予想される段階に至った場合 ・ 警戒体制が続き、周囲の状況が高齢者等避難の段階より悪化し、相当危険がさし迫って来た場合 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>次のいずれかに該当するとき発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風、大雨、洪水、高潮、その他の災害発生事象が避難指示の段階より悪化し、災害の発生が切迫し、かつ、確実視されるに至った場合、又は突然災害発生の際現象が現れた場合

(2) 土砂災害

土砂災害の避難情報発令の判断基準は、次のとおりである。

種 別	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>次のいずれかに該当するとき発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	<p>次のいずれかに該当するとき発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 ・地すべりにより危険が予想される又は予兆現象を発見したとき ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>次のいずれかに該当するとき発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が発生 ・土砂現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が発見された場合 ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合

4 避難情報の伝達

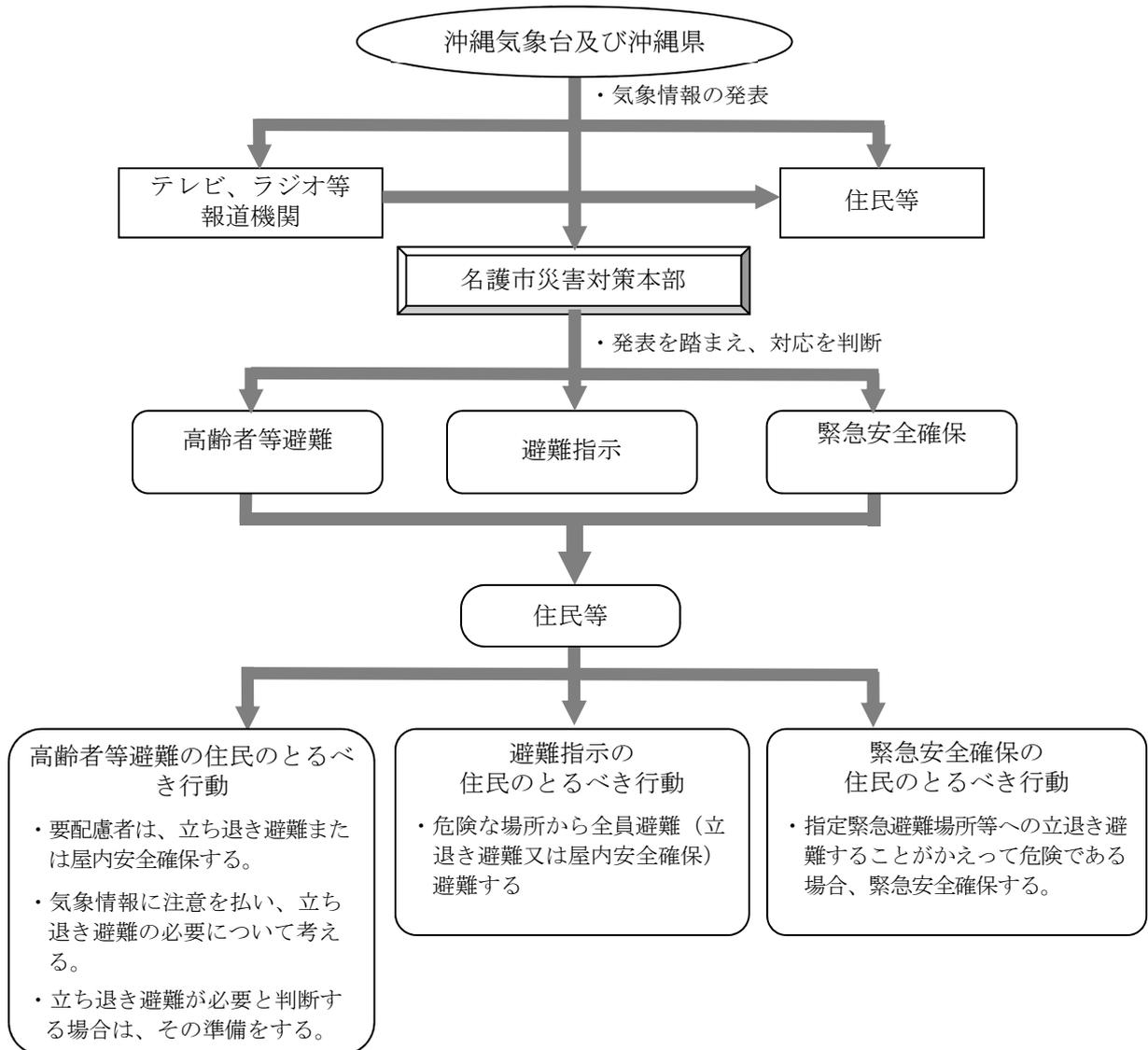
(1) 避難情報の伝達手段

警報、避難情報の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、市防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話等伝達手段の多様化・多重化に努める。

避難情報を住民に伝達する主な方法は、次のとおりである。

区 分	内 容
市本部からの情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災行政無線 ・エリアメール、緊急速報メール ・インターネット（ツイッター、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含む） ・エフエムやんばる 等
広報車による情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車両、消防車両、警察車両による避難等情報の周知（警鐘、サイレンを含む）
自主防災組織、行政区からの情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織、行政区を通じた地区住民への情報伝達
戸別訪問による情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援等関係者による戸別訪問による情報伝達と避難誘導
報道機関の協力による情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ

避難情報の伝達図



(2) 要配慮者、避難支援等関係者への伝達

ア 市は、防災行政無線や広報車、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を組み合わせるとともに、障がいの区分等に配慮し、多様な手段を用いて、要配慮者に対し確実に情報伝達を行う。

イ 市は、要配慮者利用施設等に対しても、避難情報が発令されていることを伝達する。

ウ 避難支援等関係者（自主防災組織、行政区、民生委員、市社会福祉協議会等）は、市より避難のための立ち退きの準備等の通知又は警告を受けた場合は、避難行動要支援者名簿情報に基づいて、避難行動要支援者の避難支援を行う。

要配慮者に応じた伝達手段（例）

○視覚障がい者

- ・携帯ラジオ、点字、音声出力装置、音声変換が可能な電子/携帯メール、文字の拡大装置等。
- ・文字や絵を組み合わせ確認しながら情報を伝える。

○聴覚障がい者

- ・掲示板、手話、要約筆記、ファックス、インターネット、電子/携帯メール、文字放送テレビ等。

(3) 関係機関への通知

避難情報を発令した場合は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

関係機関への通知に関する必要措置

避難措置の実施者	関係機関通知先	備考
市長	県知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
	県内放送事業者	
知事の措置	市長	災害対策基本法に基づく措置
知事又はその命を受けた職員の措置	名護警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官	警察官→名護警察署長→市長→県知事（防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
警察官	警察官→名護警察署長→沖縄県警察本部長→県知事（防災危機管理課）→市長	警察官職務執行法（職権）に基づく措置
海上保安官	海上保安官→中城海上保安部長・名護海上保安署長→市長→県知事（防災危機管理課）	
自衛官の措置	自衛官→市長→県知事（防災危機管理課）	自衛隊法に基づく措置
消防職員・消防団員の措置	市長	

避難措置の実施者	関係機関通知先	備考
水防管理者の措置	水防管理者→所轄警察署長	
海上保安官	海上保安官→中城海上保安部長・名護海上保安署長→市長→県知事（防災危機管理課）	

(4) 避難情報の伝達内容

避難情報に係る伝達内容については、単に避難情報を発令したことだけを伝達するのではなく、どのように危険な状況にあるのか、すぐにとるべき避難行動は何かを分かりやすく確実に伝達することが重要である。

必要となる伝達内容の例は、次のとおりである。

- ・発令者
- ・避難指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- ・避難対象地域
- ・避難先
- ・避難経路
- ・避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- ・出火防止の措置
- ・電気（配電盤）の遮断措置
- ・その他必要な事項

第2 警戒区域の設定（総務班（総））

1 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、住民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

警戒区域の実施責任者及びその内容

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第 63 条	
知事	災害全般	基本法第 73 条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第 63 条	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員含む）がその場にい ないとき
自衛官	災害全般	基本法第 63 条	市長（委任を受けた職員含む）、警察官 等がその場にい ないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がい ないとき又は要求 があったとき

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
消防団長、消防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、 高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、津波、 高潮	水防法第21条	消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、住民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、迅速かつ的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の周知等

(1) 警戒区域の設定を行った者は、避難情報の発令と同様に、住民等への周知及び関係機関への連絡を行う。

(2) 市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

第3 避難誘導（消防団、自主防災）

1 避難誘導の実施方法

避難誘導の実施方法は、第2部 地震・津波編 第2編「第9節 避難計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

2 洪水、土砂災害等に対する避難体制の確立

(1) 災害発生直前の対策

ア 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。

イ 市は、特に台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(2) 避難措置

ア 市は、豪雨等に伴って河川の水位が上昇し、溢水又は破堤により直接被害を受けるおそれのある住民に対し、速やかに高齢者等避難、避難指示を発令するなど、避難措置を講ずる。

イ 市長は、土砂災害警報情報が発表された場合、又は土砂災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合等において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止する必要があると認めるときは、速やかに高齢者等避難、

避難指示を発令する。

ウ 市は、避難情報発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(3) 自主避難

土砂災害の危険箇所の周辺地域や海岸及び河川沿いの地域では、住民自身や自主防災組織、消防団等が協力し、前兆現象の把握につとめ、災害の危険が高まった状態と判断される場合には、市の避難情報の発令がない場合でも自主避難することを検討する。

このため、自主防災組織や消防団は、平常時から住民同士で避難方法等の話し合いを行い、地域での避難誘導體制を定めておく。

(4) 避難情報発令の時期

市は、立ち退き避難が困難となる夜間において、孤立や避難が困難になると見込まれる地域等に対して、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

(5) 屋内安全確保

住民等の避難に当たっては、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合など、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を行う。

(6) 指定緊急避難場所の開設

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

3 避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第9節 避難計画」第3 避難誘導のとおりとする。

なお、市は、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

第4 広域一時滞在（総務班（総））

災害時の広域一時滞在は、第2部 地震・津波編 第2編「第9節 避難計画 第7 広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第10節 水防計画

本節では、洪水又は高潮による水害を警戒・防ぎよし、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図るための水防活動について定める。

施策の体系	担当
第1 水防の責任	総務班（総）
第2 水防組織	総務班（総）
第3 水防活動	消防対策部、消防団

第1 水防の責任（総務班（総））

1 市（水防管理団体）の責任

市（水防管理団体）は、この水防計画に基づき、市域における水防を十分に果たす責任を有する。（水防法第3条）

2 ため池管理者の責任

ため池管理者は、市（水防管理者）が水害を予想するときは、市（水防管理者）の指示に従う。

3 一般住民の水防義務

一般住民は、常に気象状況及び水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防活動に協力する。また、水防管理者、水防関係団体の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を、水防に従事させることができる。（水防法第24条）

第2 水防組織（総務班（総））

1 水防対策本部の設置

水防管理者（市長）は、沖縄気象台から洪水、大雨、高潮の発生のおそれのある気象予報・警報を受けたとき、又は市長が必要と認めたときから、その危険が解消するまで水防対策本部を設置する。

なお、水防対策本部だけでは、その対応が困難と認めたときは、災害対策基本法第23条に基づく市本部を設置する。この場合において、水防対策本部は市本部に編入される。

2 水防対策本部の組織編成

水防対策本部の組織構成は、次のとおりとする。

水防対策本部の組織構成

- 本部長……………市長
- 副本部長……………副市長
- 本部員……………各部長等

3 設置基準

沖縄気象台から、市域に次の警報・特別警報が発せられ、重大な災害の発生が予測されるときは、水防対策本部を設置する。

水防対策本部の設置基準

- 警報……………大雨警報、洪水警報、高潮警報
- 特別警報……………大雨特別警報、高潮特別警報

4 水防対策本部連絡会議

(1) 水防対策本部連絡会議の招集

水防対策本部に連絡会議を置き、本部役員、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

(2) 協議の事項

連絡会議は、水防対策上重要な事項について協議する。

5 水防対策本部の事務分掌

水防対策本部の事務分掌は、市本部の所掌事務に準ずる。

ただし、建設対策部及び消防対策部の事務分掌は、次のとおりとする。

建設対策部の事務分掌

- 水防対策本部の会議に関する事。
- 水害に関する気象予報・警報等の受理・伝達に関する事。
- 災害情報の受理・伝達に関する事。
- 河川、土木等に関する水害調査及び報告に関する事。
- 水防に係る応急仮設対策に関する事。
- その他関係機関との連絡調整に関する事。

消防対策部の事務分掌

- 水防に関する情報の収集、動員配備等消防対策部の事務分掌は、消防業務の性質上、消防長に委ねる。

第3 水防活動（消防対策部、消防団）

1 水害対策巡視

建設対策部及び消防対策部は、県からの通報又はその他の方法により、気象予報・警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視する。

(1) 水位の通報

巡視員は、河川及びため池等の水位を逐次、建設対策部及び消防対策部に報告し、それぞれの管理者と情報交換に努める。

(2) 潮位の通報

巡視員は、海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位より2m以上）に達したときは、直ちに関係対策部、関係機関、団体等に通報する。

2 避難のための立ち退き

(1) 洪水、又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。この場合、名護警察署長に、この旨を通知する。

(2) 避難立退きの指示は、市防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、口頭、携帯電話メール、その他の方法をもって伝達する。

(3) 緊急指定避難場所及び指定避難所は資料編に示すとおりとし、指定避難所には市職員を配置するなどして、受入れ体制をとる。

(4) 避難者の誘導に当たっては、消防吏員、消防団員が警察官と協議して行うなど、安全な方法で迅速に行う。

(5) 市は、水害時における避難を速やかに行うために、平時から危険箇所を広く住民に周知するとともに、啓発に努める。

第11節 消防計画

施策の体系	担当
第1 消防組織及び施設の整備拡充	総務班（消）
第2 火災予防査察	予防班、消防班
第3 防火対象物の火災予防対策	予防班
第4 危険物貯蔵所等の火災予防対策	予防班
第5 火災警報	警防班、予防班
第6 火災の警戒	消防班
第7 火災の出動	消防班
第8 火災原因及び被害調査	予防班、消防班
第9 名護市消防計画	総務班（消）
第10 応援要請	警防班

災害時における消防計画は、第2部 地震・津波編 第2編「第10節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第12節 救出計画

施策の体系	担当
第1 救出体制の整備	総務班（総）、警防班
第2 惨事ストレス対策	総務班（消）

災害時における救出活動は、第2部 地震・津波編 第2編「第11節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第13節 医療救護計画

施策の体系	担当
第1 医療及び助産の対象者、範囲、期間	健康増進班、関係機関
第2 医療救護及び助産の実施	健康増進班、関係機関
第3 医薬品及び衛生材料等の確保	健康増進班、関係機関
第4 被災者の健康管理とこころのケア	健康増進班、関係機関
第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策	健康増進班、関係機関

災害時における医療救護は、第2部 地震・津波編 第2編「第12節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第14節 急傾斜地崩壊危険区域災害応急対策計画

本節では、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域（以下「危険区域」という。）の警戒避難体制について定める。

施策の体系	担当
第1 急傾斜地崩壊危険区域の指定	県
第2 警戒体制の確立	総務班（総）、消防対策部
第3 避難及び救助	警察、消防団

第1 急傾斜地崩壊危険区域の指定（県）

1 急傾斜地崩壊危険区域の概要

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づいて県知事が指定するもので、急傾斜地の崩壊による災害から住民等の生命を保護することを目的に、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者等の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発するおそれがないようにするため、一定の行為の禁止若しくは制限を行う区域のことをいう。その指定基準は、次のとおりである。

急傾斜地崩壊危険区域の指定基準

- ② 傾斜地の高さが5 m以上のもの
- ② 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの
又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に被害が生じるおそれのあるもの

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

名護市では、現在、次の区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

（令和3年4月1日現在）

指定区域 （位置）	面積 （a）	地形			被害対策		指定年月日
		傾斜 角度	長さ （m）	高さ （m）	人家 （戸）		
名護市東江	344.5	52°	130	90	17		平成5年3月23日
名護市宇茂佐	195.4	35.5°	21.3～ 34.2	16.2～ 19.7	15	道路	平成27年12月1日

資料：令和3年度沖縄県水防計画

第2 警戒体制の確立（総務班（総）、消防対策部）

1 情報収集・伝達体制

（1）情報の収集及び伝達

気象予報・警報及び危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達については、第3部 風水害編「第2節 気象警報等の伝達計画」及び第2部 地震・津波編 第2編「第3節 災害通信計画」、同「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に基づき、迅速、確実に行う。

なお、危険区域の情報の内容は急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等とする。

（2）地域の情報連絡員との連携

危険区域の異常現象及び災害状況を迅速に把握するため、消防対策本部において定める地域の情報連絡員と緊密な連絡をとる。

2 警戒及び巡視

危険区域の警戒巡視は、消防対策部が当たる。

3 警戒体制

（1）警戒体制とその基準

急傾斜地崩壊危険区域の警戒体制は、「第1警戒体制」、「第2警戒体制」に区分する。

警戒体制の基準は、沖縄気象台における雨量観測結果によるものとし、基準雨量は、次のとおりである。

警戒体制の基準雨量

区 分	基準雨量	
第1警戒体制	大雨注意報	1時間雨量：40 mm以上 3時間雨量：60 mm以上 24時間雨量：110 mm以上
第2警戒体制	大雨警報	1時間雨量：60 mm以上 3時間雨量：90 mm以上 24時間雨量：200 mm以上

（2）警戒体制時の対応措置

警戒体制時の対応措置は、次のとおりである。

また、危険区域の災害応急対策に当たっては、第2編の各節に定める計画を総合的に運用し万全を期する。

警戒体制時の対応措置

区分	対応措置
第1警戒体制	・危険区域の警戒、巡視を行うとともに、必要に応じて避難準備を行うよう広報する。
第2警戒体制	・住民等に対し、災害情報及び危険区域の状況等を具体的に分かりやすく広報する。 ・避難情報の発令については、同編「第9節 避難計画」に定める「土砂災害の避難情報発令の判断基準」に基づき、空振りをおそれずに早めに発令する。

(3) 組織及び事務分掌

同編「第1節 組織・配備計画」により、各部が緊密な連携のもとに、危険区域の総合的応急対策を行う。

第3 避難及び救助（警察、消防団）

避難誘導は、市、警察、行政区及び自主防災組織等が当たり、要配慮者の避難誘導等が適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。また、住民は、相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。

なお、危険区域住民の避難場所は、資料編に定める避難場所とする。

第15節 二次災害の防止計画

施策の体系	担当
第1 建築物・構造物に係る二次災害防止対策	建築住宅班、都市計画班、建設土木班、維持班
第2 降雨等による水害・土砂災害対策	県、総務班（総）、建設土木班、維持班、農林水産班
第3 高潮・波浪等対策	県、総務班（総）、農林水産班
第4 爆発等及び有害物質による二次災害対策	警防班、関係機関

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第14節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第16節 観光客等対策計画

施策の体系	担当
第1 避難情報の伝達及び避難誘導	観光班
第2 避難収容	観光班
第3 帰宅困難者対策	観光班

災害時における観光客等の対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第15節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第17節 要配慮者対策計画

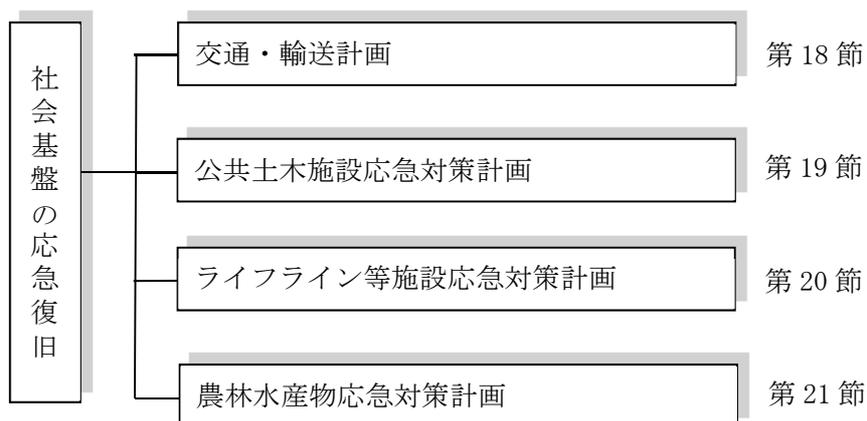
施策の体系	担当
第1 避難行動要支援者の避難支援	消防団
第2 避難生活への支援	介護長寿班、建築住宅班
第3 外国人への支援	観光班、企画政策班

災害時における要配慮者の対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第16節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3章 社会基盤の応急復旧

道路・交通網や公共土木施設、電力、ガス、水道、電気通信等のライフラインは、災害により被害を受けた場合、社会生活に大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となる。

このため、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧・機能回復を図る。



第18節 交通・輸送計画

施策の体系	担当
第1 交通規制の実施	建設土木班、維持班
第2 緊急輸送の実施	総務班（総）

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、第2部 地震・津波編 第2編「第17節 交通・輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第19節 公共土木施設応急対策計画

施策の体系	担当
第1 施設の防護	建設土木班、維持班、農林水産班
第2 応急措置	建設土木班、維持班、農林水産班
第3 応急工事	関係各班

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第18節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第20節 ライフライン等施設応急対策計画

施策の体系	担当
第1 電力施設災害応急対策計画	関係機関
第2 ガス施設災害応急対策計画	関係機関
第3 上水道施設災害応急対策計画	工務班、施設班、経営班
第4 下水道施設災害応急対策計画	工務班、施設班、経営班
第5 電気通信施設災害応急対策計画	関係機関

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第19節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第21節 農林水産物応急対策計画

施策の体系	担当
第1 農産物応急対策	園芸畜産班
第2 家畜応急対策	園芸畜産班
第3 水産物応急対策	農林水産班

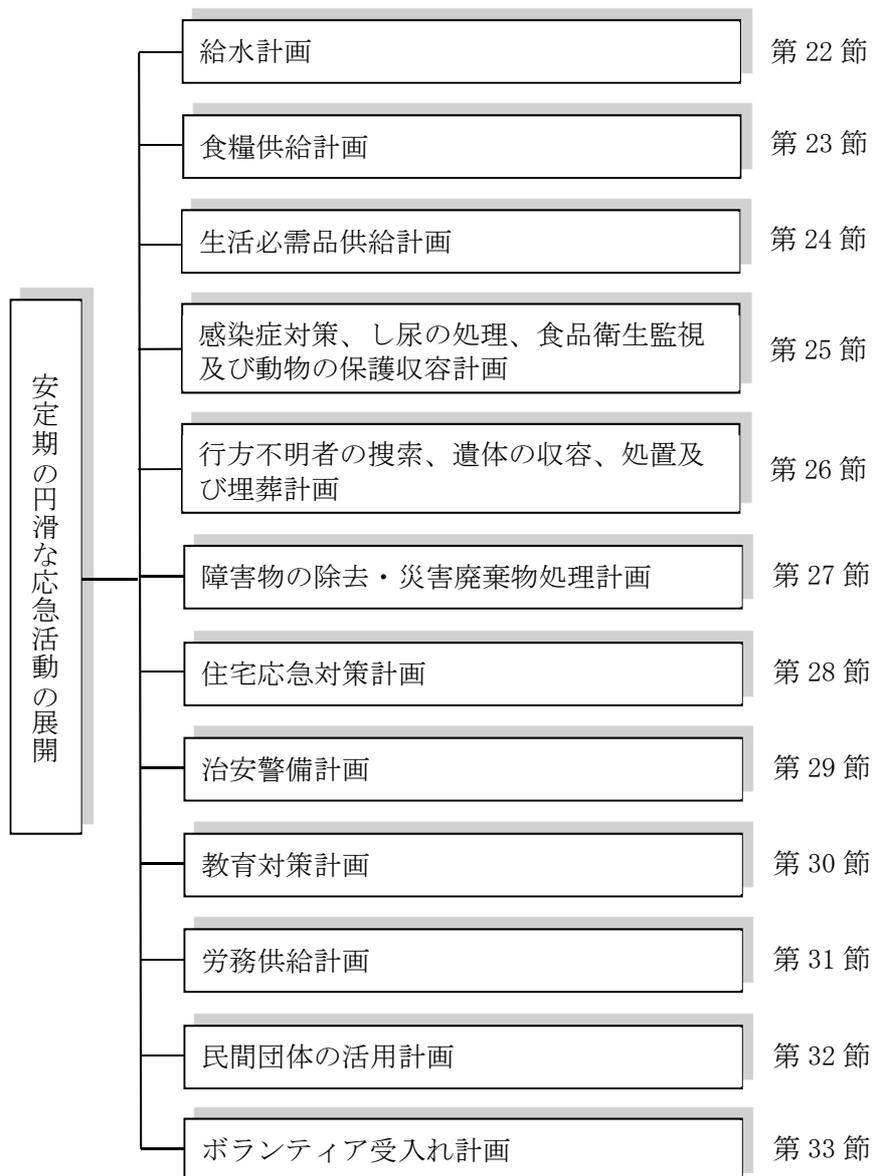
災害時における農産物、水産物及び家畜の応急対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第20節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第4章 安定期の円滑な応急活動の展開

災害時の混乱が少なくなった安定期においては、避難生活における人心の安定や避難所の生活環境対策が求められる。

また、引き続き行方不明者の捜索を行うとともに、住宅再建や障害物除去等の復旧に向けた活動も開始する必要がある。

こうした応急活動を迅速・的確に推進するため、ボランティアの効果的な活用を図り、被災者の生活支援と復旧に向けた取組を推進する。



第22節 給水計画

施策の体系	担当
第1 応急給水活動	工務班、施設班、経営班
第2 水道施設の応急復旧	工務班、施設班

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、第2部 地震・津波編 第2編「第21節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第23節 食糧供給計画

施策の体系	担当
第1 食糧の供給	社会福祉班、総務班（教）、総務班（総）
第2 炊出しの実施	自主防災組織
第3 食糧の備蓄	総務班（総）

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食糧の供給は、第2部 地震・津波編 第2編「第22節 食糧供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第24節 生活必需品供給計画

施策の体系	担当
第1 物資の給与又は貸与	社会福祉班、生活支援班
第2 物資の備蓄	総務班（総）

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第2部 地震・津波編 第2編「第23節 生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第25節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

施策の体系	担当
第1 防疫の実施	環境対策班
第2 保健衛生活動	健康増進班
第3 し尿の処理	環境対策班
第4 動物の保護管理	環境対策班

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、第2部 地震・津波編 第2編「第24節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第26節 行方不明者の捜索、遺体の収容、処置及び埋葬計画

施策の体系	担当
第1 行方不明者の捜索・遺体の埋火葬	警防班、関係機関、環境対策班、市民班
第2 生死不明者の救出等の費用及び期間等	—

災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処置及び埋葬は、第2部 地震・津波編 第2編「第25節 行方不明者の捜索、遺体の収容、処置及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第27節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

施策の体系	担当
第1 障害物の除去	建築住宅班、建設土木班、維持班、農林水産班、工務班
第2 災害廃棄物の処理	環境対策班
第3 ごみの収集・処理	環境対策班

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、第2部 地震・津波編 第2編「第26節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第28節 住宅応急対策計画

施策の体系	担当
第1 応急仮設住宅の設置	建築住宅班
第2 住宅の応急修理	建築住宅班
第3 住家の被災調査	建築住宅班、税務班、総務班（総）

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、第2部 地震・津波編 第2編「第27節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第29節 治安警備計画

施策の体系	担当
第1 災害警備	警察
第2 社会秩序の維持	警察

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、第2部 地震・津波編 第2編「第28節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第30節 教育対策計画

施策の体系	担当
第1 災害発生時の措置	学校教育班
第2 応急教育対策	総務班（教）、学校教育班
第3 応急保育対策	保育・幼稚園班
第4 所管する施設及び文化財対策	地域力推進班、文化スポーツ振興班、文化班

災害時における応急教育対策は、第2部 地震・津波編 第2編「第29節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第31節 労務供給計画

施策の体系	担当
第1 応急対策要員の確保	総務班（総）
第2 災害救助法による賃金職員等の雇上げ	総務班（総）
第3 従事命令、協力命令	関係各班

災害時における労務者及び職員等の確保は、第2部 地震・津波編 第2編「第30節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第32節 民間団体の活用計画

施策の体系	担当
第1 民間団体への協力要請	関係各班

災害時における民間団体の編成及び活動は、第2部 地震・津波編 第2編「第31節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第33節 ボランティア受入れ計画

施策の体系	担当
第1 災害ボランティアセンター	社会福祉班、市社会福祉協議会
第2 ボランティアの活動内容	社会福祉班、市社会福祉協議会
第3 ボランティアの活動支援	社会福祉班、市社会福祉協議会

災害ボランティアの募集、受入れ等は、第2部 地震・津波編 第2編「第32節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3編 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

施策の体系	担当
第1 災害復旧事業計画の基本方針	関係各班
第2 災害復旧事業計画	関係各班
第3 市の措置	関係各班
第4 激甚法による災害復旧事業	関係各班

公共施設の災害復旧対策は、第2部 地震・津波編 第3編「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2節 被災者生活への支援計画

施策の体系	担当
第1 災害相談	関係各班
第2 罹災証明書の発行	総務班（総）、予防班
第3 被災者台帳の作成	総務班（総）
第4 住宅復旧計画	建築住宅班
第5 個人被災者への資金援助等	社会福祉班、市社会福祉協議会
第6 租税の徴収猶予及び減免	税務班、国民健康保険班、介護長寿班
第7 職業のあっせん	商工・企業誘致班
第8 被災者生活再建支援	生活支援班
第9 地震保険や共済制度の活用	関係各班

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、第2部 地震・津波編 第3編「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第3節 農林漁業及び中小企業等への支援計画

施策の体系	担当
第1 農林漁業制度金融の確保	農林水産班、農業政策班
第2 中小企業融資の確保	商工・企業誘致班

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、第2部地震・津波編 第3編「第3節 農林漁業及び中小企業等への支援計画」に定める対策のほか、風水害等の被害特性を踏まえて実施する。

特に、台風被害では、さとうきび等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進する。

第4節 復興の基本方針

施策の体系	担当
第1 復興計画の作成	関係各班
第2 がれき処理	環境対策班
第3 防災まちづくり	関係各班
第4 特定大規模災害時の復興方針等	関係各班

復興計画やまちづくりは、第2部地震・津波編 第3編「第4節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

